

平成27年 第4回

宿毛市議会定例会会議録

平成27年12月8日開会

平成27年12月22日閉会

宿毛市議会事務局

平成27年第4回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日（平成27年12月 8日 火曜日）	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会（午前10時00分）	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
（諸般の報告）	
○日程第3 平成26年度宿毛市一般会計決算認定及び各特別会計決算認定 並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について	4
委員長報告	
予算決算常任委員長	4
質疑・討論・表決	6
○日程第4 議案第1号から議案第24号まで	6
（提案理由の説明）	
市 長	6
質疑	10
1 川田栄子議員	10
税務課長	10
川田栄子議員	11
税務課長	11
川田栄子議員	11
税務課長	11
川田栄子議員	11
委員会付託省略（議案第14号）	11
（議案第14号）	
討論	
山本 英議員（反対）	11
表決	12
散 会（午後 1時12分）	

陳情文書表	1 3
委員会審査報告書	1 4
決算認定議案審査に係る経過概要及び意見	1 5
----- . . . -----	
第 2 日 (平成 2 7 年 1 2 月 9 日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成 2 7 年 1 2 月 1 2 日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成 2 7 年 1 2 月 1 3 日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日 月曜日)	
議事日程	1 9
本日の会議に付した事件	1 9
出席議員	1 9
欠席議員	1 9
事務局職員出席者	1 9
出席要求による出席者	1 9
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 一般質問	2 1
1 山本 英議員	2 1
市 長	2 1
山本 英議員	2 1
市 長	2 2
山本 英議員	2 2
市 長	2 2
山本 英議員	2 2
市 長	2 3
山本 英議員	2 3
市 長	2 4
山本 英議員	2 4
市 長	2 4
山本 英議員	2 4
市 長	2 5

山本 英議員	2 5
選挙管理委員会委員長	2 5
山本 英議員	2 6
教 育 長	2 6
山本 英議員	2 6
教 育 長	2 7
山本 英議員	2 7
教 育 長	2 7
山本 英議員	2 8
教 育 長	2 8
山本 英議員	2 9
市 長	2 9
山本 英議員	2 9
市 長	3 0
山本 英議員	3 0
市 長	3 1
山本 英議員	3 2
2 川田栄子議員	3 2
市 長	3 2
総務課長	3 3
川田栄子議員	3 3
市 長	3 3
総務課長	3 3
川田栄子議員	3 4
総務課長	3 4
川田栄子議員	3 4
市 長	3 4
総務課長	3 4
川田栄子議員	3 5
市 長	3 5
川田栄子議員	3 6
市 長	3 6
川田栄子議員	3 7
市 長	3 7
川田栄子議員	3 8
市 長	3 8
川田栄子議員	3 9

	市 長	3 9
	企画課長	3 9
	川田栄子議員	4 0
	市 長	4 0
	川田栄子議員	4 0
	市 長	4 0
	川田栄子議員	4 1
	市 長	4 1
	川田栄子議員	4 1
	市 長	4 1
	川田栄子議員	4 1
	市 長	4 3
	川田栄子議員	4 3
	市 長	4 3
	川田栄子議員	4 3
	市 長	4 4
	川田栄子議員	4 4
	市 長	4 4
	川田栄子議員	4 5
	市 長	4 5
	川田栄子議員	4 5
	市 長	4 5
	川田栄子議員	4 5
	市 長	4 6
	川田栄子議員	4 6
	市 長	4 6
	川田栄子議員	4 7
	市 長	4 8
	川田栄子議員	4 8
3	山岡 力議員	4 8
	市 長	4 8
	山岡 力議員	4 9
	市 長	4 9
	山岡 力議員	4 9
4	寺田公一議員	4 9
	市 長	5 0
	寺田公一議員	5 1

市 長	5 1
寺田公一議員	5 2
市 長	5 2
寺田公一議員	5 3
散 会 (午後 2 時 1 2 分)	

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日 火曜日)

議事日程	5 5
本日の会議に付した事件	5 5
出席議員	5 5
欠席議員	5 5
事務局職員出席者	5 5
出席要求による出席者	5 5
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	

○日程第 2 議案第 1 号から議案第 1 3 号まで及び議案第 1 4 号から議案

第 2 4 号まで	5 7
質 疑	5 7
1 原田秀明議員	5 7
選挙管理委員会事務局長	5 7
都市建設課長	5 7
原田秀明議員	5 8
都市建設課長	5 8
原田秀明議員	5 8
2 川村三千代議員	5 8
企画課長	5 8
教育次長兼学校教育課長	5 9
生涯学習課長	6 0
川村三千代議員	6 1
3 川田栄子議員	6 1
税務課長	6 1
川田栄子議員	6 3
税務課長	6 3
川田栄子議員	6 3
委員会付託省略 (議案第 1 号)	6 3
委員会付託 (議案第 2 号から議案第 1 3 号まで及び議案第 1 5 号から議案 第 2 4 号まで)	6 3
散 会 (午前 1 0 時 3 9 分)	

議案付託表	65
----- . . . -----	
第9日(平成27年12月16日 水曜日) 休会	
----- . . . -----	
第10日(平成27年12月17日 木曜日) 休会	
----- . . . -----	
第11日(平成27年12月18日 金曜日) 休会	
----- . . . -----	
第12日(平成27年12月19日 土曜日) 休会	
----- . . . -----	
第13日(平成27年12月20日 日曜日) 休会	
----- . . . -----	
第14日(平成27年12月21日 月曜日) 休会	
----- . . . -----	
第15日(平成27年12月22日 火曜日)	
議事日程	67
本日の会議に付した事件	67
出席議員	67
欠席議員	67
事務局職員出席者	67
出席要求による出席者	68
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 議案第1号から議案第13号まで及び議案第15号から議案 第24号まで	69
(議案第1号)	
討論・表決	69
(議案第2号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第24号まで)	
委員長報告	
予算決算常任委員長	69
総務文教常任委員長	71
産業厚生常任委員長	72
質疑	73
(議案第2号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第21号ま で並びに議案第23号、議案第24号)	
討論・表決	73
(議案第22号)	
討論	

川田栄子議員（反対）	7 3
表決	7 4
○日程第2 陳情第3号外1件	7 4
（陳情第3号及び陳情第6号）	
委員長報告	
総務文教常任委員長	7 4
産業厚生常任委員長	7 5
質疑・討論・表決	7 5
○日程第3 委員会調査について	7 6
継続調査	7 6
○日程第4 意見書案第1号及び意見書案第2号	7 6
（意見書案第1号）	
（提案理由の説明）	
野々下昌文議員	7 6
（意見書案第2号）	
（提案理由の説明省略）	
質疑	7 6
委員会付託省略	
討論・表決	7 7
（閉会あいさつ）	
市長	7 7
閉会（午前10時47分）	
委員会審査報告書	7 9
陳情審査報告書	8 2
閉会中の継続調査申出書	8 4
意見書案第1号	8 7
意見書案第2号	8 9

----- . . -----
付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-3
議案	付-3
陳情	付-6

平成27年
第4回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成27年12月8日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 平成26年度宿毛市一般会計決算認定及び各特別会計決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について

第4 議案第1号から議案第24号まで

議案第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 2号 平成27年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 3号 平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 4号 平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成27年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 6号 平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 7号 平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計補正予算について

議案第10号 平成27年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第11号 宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議案第12号 宿毛市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について

議案第13号 宿毛市職員定数条例等の一部を改正する条例について

議案第14号 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 宿毛市税条例等の一部を改正する条例について

議案第16号 宿毛市墓地公園管理基金条例の一部を改正する条例について

議案第17号 宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について

議案第18号 宿毛市国民健康保険高額療養費貸付条例の一部を改正する条例について

議案第19号 宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第20号 幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

- 議案第21号 指定管理者の指定について
議案第22号 指定管理者の指定について
議案第23号 指定管理者の指定について
議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 平成26年度宿毛市一般会計決算認定及び各特別会計決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について
日程第4 議案第1号から議案第24号まで

3 出席議員（14名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 川田 栄子 君 | 2番 川村 三千代 君 |
| 3番 原田 秀明 君 | 4番 山岡 力 君 |
| 5番 山本 英 君 | 6番 高倉 真弓 君 |
| 7番 山上 庄一 君 | 8番 山戸 寛 君 |
| 9番 岡崎 利久 君 | 10番 野々下 昌文 君 |
| 11番 松浦 英夫 君 | 12番 寺田 公一 君 |
| 13番 宮本 有 二 君 | 14番 濱田 陸紀 君 |

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

- 事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 沢田 美保 君
兼調査係長
議事係長 柏木 景太 君

6 出席要求による出席者

- 市 長 沖本 年男 君
副市長 安澤 伸一 君
企画課長 出口 君男 君
総務課長 河原 敏郎 君
危機管理課長 楠目 健一 君

市民課長	立田 ゆか 君
税務課長	岩本 昌彦 君
会計課長補佐	松本 政代 君
保健介護課長	和田 克哉 君
環境課長	児島 厚臣 君
人権推進課長	滝本 節 君
産業振興課長	黒田 厚 君
商工観光課長	山戸 達朗 君
土木課長	川島 義之 君
都市建設課長	中町 真二 君
福祉事務所長	佐藤 恵介 君
水道課長	金増 信幸 君
教育長	立田 壽行 君
教育次長兼 学校教育課長	沢田 清隆 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原 一 君
学校給食 センター所長	杉本 裕二郎 君
千寿園長	山岡 敏樹 君
農業委員会 事務局長	岩田 明仁 君
選挙管理委員 会事務局長	河原 志加子 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（岡崎利久君） これより平成27年第4回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において山上庄一君及び野々下昌文君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮本有二君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る12月4日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から12月22日までの15日間とすることに、全会一致をもって決定をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月22日までの15日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの15日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

本日まで、陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後5時と定めまので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3「平成26年度宿毛市一般会計決算認定及び各特別会計決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、平成27年第3回定例会において、予算決算常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっておりますので、この際、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（高倉真弓君） 予算決算常任委員長。予算決算常任委員会の審査結果について、御報告をいたします。

平成27年第3回宿毛市議会定例会において、閉会中の継続審査として本委員会に付託されました平成26年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに利益の処分を含む水道事業会計の審査を終了いたしましたので、宿毛市議会会議規則第110条の規定に基づき、御報告をいたします。

まず、審査の方針といたしましては、平成26年度各会計の決算審査については、監査委員から提出されました各会計決算及び基金運用状況審査意見書並びに予算決算常任委員会審査資料を参考にしながら、予算が議会議決に従って、適法かつ合理的、効果的に執行されているか、また財政の健全化並びに財産の適正管理に十分留意されているか。しかも、期待された行政効果を上げ、いかに市民福祉の向上に寄与したか

という視点から審査をし、これからの予算審議に活用するためといたしました。

審査の結果につきましては、各会計における予算は適法かつ合理的、効果的に執行されており、平成26年度宿毛市一般会計及び各特別会計決算については、全会一致をもって認定すべきものと決しました。また、水道事業会計の利益処分及び決算についても、全会一致をもって、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以下、委員会審査の中で指摘をいたしました事項の中での主なものについて、御報告をいたします。

まず、1点目は、収入未済金の早期解消についてであります。

収入未済金の早期解消について、平成26年度においても、一般会計、各特別会計、水道事業会計で、過年度を含めて、4億9,746万4,000円の収入未済金が生じている。

市税、国保税については、差し押さえの強化など、徴収率向上に向けた取り組み等の効果もあり、収納率の向上や、収入未済金の減少が見られるものの、依然として厳しい経済状況であることを反映し、住宅使用料、住宅新築資金等貸付金、生活保護費返還金などでは、収入未済金が増加している。

収入未済金の増加は、財政運営に及ぼす影響はもとより、税の公平負担の原則並びに受益者間の不均衡を招くなど、憂慮すべき問題であり、滞納者の経済状況は配慮する必要があるが、今後も適切な納付指導や、各関係法令、各条例等に基づく厳正かつ適正な対処を実施することにより、収入未済金に対するさらなる取り組みに努められたい。

2点目、観光促進事業の取り組みについて。

沖の島体験型観光促進事業費補助金の対象となる中心的なイベントの海辺のワイルドレスト

ランは、昨年度も開催され、好評であった。

海の資源が豊富な本市においては、沖の島だけでなく、別の場所で開催することなどを検討し、さらなる観光振興に取り組むことを期待したい。

3点目、空き家対策について。

本市の空き家対策は、環境課が窓口となり、撤去の補助金は都市建設課、避難路が関係すると危機管理課、利活用は企画課の所管になるなど、取り組みは複数の課にわたっているものの、現在は、危険家屋の撤去に重点が置かれている。

しかしながら、人口減少対策の一環として、U・Iターン移住者を対象とする空き家の改修にも積極的に補助を行うなど、今後は、利活用にも重点を置くべきではないかと思われる。

空き家の撤去のみならず、利活用に対しても、有効な対策を講ずるには、早急な市内全域の空き家の実態調査が重要であり、そのための人員の確保や、各所管課が一体的な取り組みができるような体制の構築を求めたい。

4点目、沖の島地域の医療基盤の整備について。

沖の島診療所については、現在、常駐の医師はおらず、週4日を基本に、県内の医療機関から医師が派遣されているが、それでも対応し切れない場合には、大月町病院の医師の協力を得て、インターネット回線による動画での遠隔診療を実施しているとのことである。

医師が派遣されていないときの救急・急患等の対応については、ドクターヘリの活用を進めるなど、対策を講じてはいるが、不安は拭えないため、地域住民からは、土日における看護師配置の強い要望が出ている。

このような現状から、医師や看護師の確保、緊急時の対応を含めた沖の島地域の医療基盤の整備を積極的に進めていただくよう、求めたい。

5点目、千寿園の指定管理移行に伴う職員の

雇用について。

千寿園の運営に関しては、諸経費の上昇が市の直営を続ける上で問題となっていたが、平成29年度からは、指定管理体制へ移行することが決まっている。

移行を見越して、現在の正職員については、順次、宿毛市一般事務職員への任用がえをしていく予定であり、そのための職員減に対しては、今年度から任期付職員の募集を初め、毎年、段階的に増員し、臨時職員が任期付職員となることで、待遇面では改善される見込みとなっているとのことであるが、移行に当たっては、現場の声をよく聞くとともに、指定管理者との協議を慎重に行い、利用者に対するサービス低下を招かないよう、円滑な移行に努められたい。

6点目、学校給食センターの調理環境整備について。

宿毛市学校給食センターは、昭和58年の設立以来、子供たちに安心して安全な給食を提供するように努めているが、調理のための機器は、老朽化により、修繕費がかさみ、さらに部品の調達もままならない状態になることが予想されている。現状のままでは、給食の安定供給に支障を来すおそれがあり、仕事の効率を考えると、好ましいことではない。

最新の調理器具は高価で、予算確保も困難ではあるが、重要な機器から順次、購入するなど、対策はあるのではないかとと思われる。

子供たちの健康の保持増進と発育に大きな役割を果たす給食を、安全、効率的な調理をするために、長期間、使用している調理機器の買い換えを検討するよう求めたい。

以上、本委員会の審査での指摘事項については、今後の市政運営に反映し、さらなる市民の福祉と暮らしの向上が図られますよう切望して、委員長報告といたします。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告

を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、平成26年度宿毛市一般会計決算認定及び各特別会計決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、平成26年度宿毛市一般会計決算認定及び各特別会計決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定についてを、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。

本案は、委員長報告のとおり、認定及び可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって、「平成26年度宿毛市一般会計決算認定及び各特別会計決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について」は、委員長報告のとおり認定及び可決することに決しました。

日程第4「議案第1号から議案第24号まで」の24議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第4回宿毛市議会定例会

を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、年末を控え、大変御多忙中にもかかわらず御参集いただき、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

私にとりましては、最後の議会となりますが、任期満了まで、精いっぱい職務を務める所存ですので、よろしく願いをいたします。

ただいまは、平成26年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算を御認定いただき、まことにありがとうございます。

審査報告書の御指摘はもとよりでございますが、審査の過程におきまして、御指摘をいただきました点につきましては、今後さらに検討を重ね、これからの市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

提案理由の説明を申し上げる前に、市民並びに議員の皆様にご説明とおわびをさせていただきます。

平成7年に、税務課に電算システムを導入した際、プログラムミス（経年減点補正率の適用誤り）により、平成9年の評価がえ時点から、車庫等の建物に係る固定資産税について、課税誤りがあることが判明しました。

この課税誤りによって、一部市民の方より、固定資産税及び国民健康保険税を過大に課税、徴収しており、市民の皆様への行政に対する信用を失墜させることとなりました。

市民並びに議員の皆様に対しまして、市政の責任者として心よりおわび申し上げます。

本議会において、固定資産税及び国民健康保険税の還付金を予算計上するとともに、今後、二度とこのようなことが起きないように、新たにシステムを導入する際のチェック体制を見直すなど、再発防止策に取り組んでまいります。

それでは、御提案申し上げた議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、人権擁護委員候補者の推薦に

ついて、意見を求めるものでございます。

内容につきましては、平成25年4月から人権擁護委員を務めておりました土居桃代氏が、一身上の都合により辞職の申し出がありましたので、新たな人権擁護委員に、曳田留美氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議案第2号は、平成27年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で、2億5,847万円を増額しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、使用料2,616万3,000円、国庫支出金8,686万7,000円、寄附金1,000万円、繰入金1億6,718万3,000円となっております。

減額する主なものは、県支出金2,632万2,000円、市債830万円となっております。

歳出で増額する主なものは、4月の人事異動に伴う人件費の補正を除き、総務費では、ふるさと納税推進事業業務委託料386万4,000円、ふるさと寄附金基金積立金1,000万円、固定資産税の課税誤りに伴う過誤納還付金5,765万3,000円。

民生費では、宿毛保育園入所児童運営委託料2,829万3,000円、大島保育園入所児童運営委託料1,346万6,000円、子どものための教育・保育給付費負担金5,512万1,000円、生活保護費国庫負担金返還金1,155万8,000円、生活保護費の医療扶助1,173万7,000円。農林水産業費では、種子島周辺漁業対策事業費補助金567万1,000円、土木費では、総合運動公園運動施設整備工事費3,501万円、消防費では、山奈分団芳奈部詰所車庫新築等工事費、502万2,000円、教育費では、山奈小学校放課

後児童クラブ設計等委託料、213万6,000円などを計上しております。

また、歳出で減額する主なものは、民生費では、宿毛保育園運営補助金707万円などを計上しております。

債務負担行為補正につきましては、一般廃棄物海上運搬事業ほか2事業の契約等の作業を、平成27年度中に実施する必要がありますので計上するものです。

議案第3号から議案第9号までは、平成27年度の各特別会計の補正予算でございます。総額で、5,358万1,000円を増額しようとするものです。

主な内容は、4月の人事異動に伴う人件費の補正となっております。このうち、議案第3号の国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、固定資産税の課税誤りに伴う国民健康保険税の過誤納還付金として、675万2,000円を計上しております。

議案第8号の介護保険事業特別会計補正予算につきましては、介護給付費等の負担金等返還金として、2,877万2,000円を計上しております。

議案第10号は、平成27年度宿毛市水道事業会計補正予算でございます。

収益的支出で68万2,000円、資本的支出で1,230万円の増額となっております。

主な内容につきましては、小筑紫簡易水道の配水管布設工事として1,230万円の増額となっております。

議案第11号は、宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法の規定に基づき、社会保障、税または防災以外の業務についても、

条例で定めることによって、個人番号の利用が可能となるため、行政事務の効率化及び市民の利便性の向上を図るため、個人番号の利用及び提供について、本条例を制定しようとするものです。

議案第12号は、宿毛市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてでございます。

内容につきましては、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、いじめ対策を総合的かつ効果的に推進するため、本市において、いじめ問題対策連絡協議会等の組織の設置について、本条例を制定しようとするものです。

議案第13号は、宿毛市職員定数条例等の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、土地開発公社の清算が終了したことに伴い、宿毛市職員定数条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び宿毛市土地開発基金条例を改正する必要があるため、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第14号は、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、先ほど御説明させていただきました、税務課の固定資産税及び国民健康保険税の課税誤りに対し、職員の管理・監督の最高責任者である市長及び副市長の責任を明確にするため、市長の給料を、平成27年12月からの1カ月間について減給10分の1、副市長の給料を、平成27年12月の1カ月について減給10分の1としようとするものです。

議案第15号は、宿毛市税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度の創設並びに公共の用に供する集会所

及び公民館、その他これらに類する建物等公益等のために専用する固定資産に対する固定資産税の課税を減免する規定を新たに設けるものです。

また、マイナンバー制度の施行に伴い、税の減免等を受ける場合などの申請書等に、個人番号及び法人番号の記載を義務づけるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第16号は、宿毛市墓地公園管理基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、本基金は、墓地公園管理料を基金の財源としておりましたが、充当財源を予算で定めることにより、新たに使用料も財源とするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第17号は、宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、旧田の浦小学校跡地に建設中である新小筑紫保育園が12月中の完成見込みであるため、平成28年2月1日から、新園舎で保育を実施するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第18号は、宿毛市国民健康保険高額療養費貸付条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、高額療養費貸付制度の利用件数の減により、基金額を1,000万円から200万円にするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第19号は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、マイナンバー制度の施行に伴い、介護保険料の徴収猶予及び減免の申請に際し、個人番号の提示を求めることを可能とするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第20号は、幡多広域市町村圏事務組合

の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてでございます。

内容につきましては、幡多広域市町村圏事務組合が共同処理する事務に、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づく権限に属させられた事項を処理するための機関に関する事務を加えるため、共同処理する事務の変更及び規約の一部を変更しようとするものです。

議案第21号から議案第23号までの3議案は、指定管理者の指定についてでございます。

内容につきましては、蛍湖ゴルフパークを、株式会社すくもグリーン企画に、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間、宿毛市国民宿舎椰子を、株式会社ピアサーティに、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間、宿毛市観光センターを、一般社団法人宿毛市観光協会に、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間、それぞれ指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第24号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。

内容につきましては、沖の島辺地の診療施設に、医療機器の整備並びに簡易水道施設の整備をするに当たり、辺地対策事業債の申請のため、本計画を策定する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の

説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前 10時37分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事の都合により、ただいま議題となっております議案のうち、議案第14号を先議いたします。

これより、議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、第14号議案について、質疑をいたします。

市長の減俸ということが出ております議案について、非常に驚いております。

ここへきて何があったかと驚きを隠せません。概要の説明をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 税務課長。

○税務課長（岩本昌彦君） 税務課長、1番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号「宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について」。今回の課税誤りの概要についての御質疑でございます。

固定資産の家屋評価につきましては、その建物の損耗状況を課税額に反映するため、建物の種類に応じて経年減点補正を行うこととしております。

このたび、本市におきましては、平成9年度以降、車庫等の建物に対する経年減点補正を誤って実施していたため、固定資産税及び国民健康保険税資産割分を過大に課税、徴収していたことが判明しました。

その原因につきましては、電算システムのプ

ログラムミスにより、経年減点補正率表の適用を誤って設定していたこととございます。

本市におきましては、平成7年に固定資産税の課税に使用するため、電算システムを導入し、3年に1回の評価がえの際に、経年減点補正を自動計算するようにいたしておりました。しかしながら、当初のミスにより、本来、適用すべき経年減点補正率ではなく、間違った補正率を適用するように、誤って設定していたために、このような課税誤りが発生いたしました。

具体的には、課税誤りが見つかった車庫等の、非木造で簡易な建物の評価につきましては、国が定めた経年減点補正率基準表の中の工場、倉庫、発電所、停車場及び車庫用建物という表を適用しなければなりませんでしたが、システム導入後、最初の評価がえの年である平成9年以降、本来、適用すべきこの表ではなく、事務所、銀行用建物及び2～7以外の建物という表を、誤って適用する設定となっております。

この誤って適用した表は、正しい表に比べて、減点補正率が低いため、その分、評価額が高くなり、結果として、課税額が過大となったものです。

電算システムは、大量の事務を正確かつ迅速に処理するために大変有効なツールではございますけれども、大量の事務が自動的に処理されるために、プログラムミスなど、運用を間違えれば、大変重大なミスを誘発する危険性を有しております。システム導入後の事後検証が不十分であったことも重なり、今回のような大きな課税誤りにつながったということを深く反省するものです。

最後になりましたけれども、このたび発生した課税誤りにより、税務行政に対する信頼を損ねたことにつきまして、担当課長として、この場をおかりしておわび申し上げます。

今後、二度とこのようなことが起こらないよう、職員一同、全力で職務に取り組んでまいりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 正しい納税者への税務課題として、いつ解決するのでしょうか。お願いします。

○議長（岡崎利久君） 税務課長。

○税務課長（岩本昌彦君） 1 番、川田議員の再質疑にお答えをいたします。

今後の対応ということになるかと思えますけれども、今後は、同様の課税誤りを防止するために、今回、一番の大きな要因でございましたシステム構築時の誤りに対して、構築時のマニュアルを作成して、その防止に努めるというふうに考えております。

また、職員の研修の充実であるとか、市民の皆様が課税額をチェックするための参考にしていただくために、課税の仕組みについての情報提供を充実させるなど、課税誤りの防止に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 今、27年度の課税が行われているわけですが、その課税も間違っているのでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 税務課長。

○税務課長（岩本昌彦君） 税務課長、1 番、川田議員の再質疑にお答えいたします。

27年度の課税につきましては、このシステムの誤りが発覚したのを把握したのが、ことしの2月ということでしたので、課税までにシステムを改修しまして、正しい課税額で決定をしておるということになっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） それをお聞きしまして、市民の方は安心されたと思います。

本当に、現市長もこの12月で退任となっておられますので、ここへきて報酬が減俸されるということについては、もちろん行政も市民も、私たち議会そのものも、本当に驚きであります。行政は最高のサービスを行っていかねばなりません、現場の対応がとても大事です。常に危機感を持って対応しなければいけません。市民の皆様が信頼を回復するため、早い対応が求められます。よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第14号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第14号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5 番山本 英君。

○5 番（山本 英君） 5 番の山本 英です。ただいま議題となっております議案第14号に対しまして、反対の立場から討論いたします。

他の自治体のこの種の事例を見ますと、6件中1件が市長の責任を問うていますが、2件は、

担当課長等の処分で、3件は処分なきままの措置となっております。

市長、副市長の立場から、管理責任を問うのであれば、プログラムミスが起きました18年前にさかのぼりまして、当該職責にあったもの総員に責任を問わなければなりません、そもそも経常業務の範疇で行われている業務に対し、職員に不法行為があったならば当然のことではあります、18年前のプログラムミスに起因している本事案は、善良な管理者の注意義務、善管注意義務の範疇には当たらないというふうにみなします。

よって、市長、副市長の減俸処分は、法的にも不相当と判断し、採択に反対いたします。

既に担当課長は処分を受けておりますが、これは全職員がいま一度、えりを正すということで、これの取り消しを求めるものではありません。

同僚議員の賛同を求めて、討論を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに討論はありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第14号」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 起立多数であります。

よって「議案第14号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月9日から12月11日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、12月9日から12月11日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月9日から12月13日までの5日間休会し、12月14日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時12分 散会

陳 情 文 書 表

平成27年第4回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 6 号	平成 27.11.24	「森林・林業政策の推進を求める 意見書」採択及び「森林・林業・ 林産業活性化議員連盟」の組織強 化に向けた陳情について	全国林野関連労働組 合四国地方本部 四万十分会執行委員 長 矢間 重清	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

平成27年12月8日

宿毛市議会議長 岡 崎 利 久

平成27年10月19日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 高倉真弓

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により、別添のとおり審査経過概要及び意見を添えて報告します。

記

【平成27年第3回定例会提出分】

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第2号	平成26年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	認定	適当
議案第3号	平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定	適当
議案第4号	平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定	適当
議案第5号	平成26年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定	適当
議案第6号	平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	認定	適当
議案第7号	平成26年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定	適当
議案第8号	平成26年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定	適当
議案第9号	平成26年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定	適当
議案第10号	平成26年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	認定	適当
議案第11号	平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定	適当
議案第12号	平成26年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定	適当
議案第13号	平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定	適当
議案第14号	平成26年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	原案可決及び認定	適当

平成26年度 一般会計・各特別会計・水道事業会計

決算認定議案審査に係る経過概要及び意見

【審査の経過概要】

1 審査方針

平成26年度各会計の決算審査については、監査委員から提出された宿毛市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書を参考としながら、予算が議会議決に従って適法かつ合理的、効果的に執行されているか、また、財政の健全化並びに財産の適正管理に十分留意されているか、しかも期待された行政効果を上げ、いかに市民福祉の向上に寄与したかという視点から審査をするとともに、これからの予算審議に活用するためのものとする。

2 審査日程

種別	日時	曜日	審査内容
全体会	9.9 PM2:30	水	○審査日程・審査方法の決定 ○資料要求
第1分科会	10.5 AM10:00	月	○一般会計（議会事務局、総務課、監査事務局、総務課（消費費）、企画課、危機管理課、選挙管理委員会、教育委員会会計課）
第2分科会	10.6 AM10:00	火	○一般会計（福祉事務所、人権推進課、環境課、産業振興課、商工観光課、土木課、都市建設課） ○特別会計（国民宿舎運営事業、特別養護老人ホーム、土地区画整理事業）
第1分科会	10.7 AM10:00	水	○一般会計（生涯学習課、税務課、市民課） ○特別会計（国民健康保険事業、後期高齢者医療、定期船事業、学校給食事業）
第2分科会	10.8 AM10:00	木	○一般会計（農業委員会、水道課、保健介護課） ○特別会計（へき地診療事業、下水道事業、幡多西部介護認定審査会、介護保険事業） ○水道事業会計
全体会	10.19 AM10:00	月	○意見調整

【審査意見】

1 収入未済金の早期解消について

平成26年度においても、一般会計、各特別会計、水道事業会計で過年度を含めて4億9,746万4,000円の収入未済金が生じている。

市税、国保税については、差し押さえの強化など、徴収率向上に向けた取り組み等の効果もあり、収納率の向上や収入未済額の減少が見られるものの、依然として厳しい経済状況であることを反映し、住宅使用料、住宅新築資金等貸付金、生活保護費返還金などでは収入未済金が増加している。

収入未済金の増加は、財政運営に及ぼす影響はもとより、税の公平負担の原則ならびに受益者間の不均衡を招くなど憂慮すべき問題であり、滞納者の経済状況には配慮する必要があるが、今後も、適切な納付指導や、各関係法令、条例等に基づく厳正かつ適正な対処を実施することにより、収入未済金に対する更なる取り組みに努められたい。

2 観光促進事業の取り組みについて

沖の島体験型観光促進事業費補助金の対象となる中心的なイベントの「海辺のワイルドレストラン」は、昨年度も開催され、好評であった。海の資源が豊富な本市においては、沖の島だけでなく、別の場所で開催することなどを検討し、さらなる観光振興に取り組むことを期待したい。

3 空き家対策について

本市の空き家対策は環境課が窓口となり、撤去の補助金は都市建設課、避難路が関連すると危機管理課、利活用は企画課の所管になるなど、取り組みは複数の課にわたっているものの、現在は危険家屋の撤去に重点が置かれている。しかしながら、人口減少対策の一環としてのU・Iターン移住者を対象とする空き家の改修にも積極的に補助を行うなど、今後は利活用にも重点を置くべきではないかと思われる。

空き家の撤去のみならず、利活用に対しても有効な対策を講ずるには、早急な市内全域の空き家の実態調査が重要であり、そのための人員の確保や、各所管課が一体的な取り組みができるような体制の構築を求めたい。

4 沖の島地域の医療基盤の整備について

沖の島診療所については、現在、常駐の医師はおらず、週4日を基本に県内の医療機関から医師が派遣されているが、それでも対応しきれない場合には、大月病院の医師の協力を得てインターネット回線による動画での遠隔診療を実施しているとのことである。

医師が派遣されていない時の急患等の対応については、ドクターヘリの活用を勧めるなど対策を講じてはいるが、不安は拭えないため、地域住民からは土日における看護師配置の強い要望が出ている。このような現状から、医師や看護師の確保、緊急時の対応を含めた沖の

島地域の医療基盤の整備を積極的にすすめていくよう求めたい。

5 千寿園の指定管理移行に伴う職員の雇用について

千寿園の運営に関しては、諸経費の上昇が市の直営を続けるうえでの問題となっていたが、平成29年度からは指定管理体制へ移行することが決まっている。

移行を見越して、現在の正職員については順次、宿毛市一般事務職員へ任用替えしていく予定であり、そのための職員減に対しては今年度から任期付き職員の募集を始め、毎年段階的に増員し、臨時職員が任期付き職員となることで待遇面では改善される見込みとのことであるが、移行にあたっては、現場の声をよく聞くとともに、指定管理者との協議を慎重に行い、利用者に対するサービスの低下を招かないよう、円滑な移行に努められたい。

6 学校給食センターの調理環境整備について

宿毛市学校給食センターは、昭和58年の設立以来、子ども達に安心して安全な給食を提供するよう努めているが、調理のための機器は、老朽化により修繕費がかさみ、さらに部品の調達もままならない状態になることが予想される。現状のままでは給食の安定供給に支障を来すおそれがあり、仕事の効率を考えると好ましいことではない。

最新の調理器具は高価で、予算確保が困難ではあるが、重要な機器から順次購入するなど対策はあるのではないかと思われる。子ども達の健康の保持増進と発育に大きな役割を果たす給食を、安全・効率的に調理するために、長期間使用している調理機器の買い替えを検討するよう求めたい。

平成27年
第4回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（平成27年12月14日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈 淳司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	沢田 美保 君
議事係長	柏木 景太 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	沖本 年男 君
副市長	安澤 伸一 君
企画課長	出口 君男 君
総務課長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課長	立田 ゆか 君
税務課長	岩本 昌彦 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	和田克哉君
環境課長	児島厚臣君
人権推進課長	滝本節君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	立田壽行君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 委員長	土居利充君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 5番、山本 英です。おはようございます。

質問の前に、市長、副市長、4年間お疲れさまでした。議会冒頭で述べられておりましたので、安堵いたしましたけれども、任期一杯、市民のために頑張っていただけということで、その勤務体制で、有事即応体制で、最後まで御勤務いただくことを期待しております。

ひとり配置の指揮官配置というのは、非常にストレスがたまって、酒も飲んでも酔っ払えずに、大変な4年間だったとお察し申し上げますが、正月は美酒が待っておりますので、それまでの御辛抱ということで、お願いします。

また、最後になって、18年前の職員の錯誤による事故からの責任をとられまして、みずから減俸処分を科せられましたけれども、本件であなた方に適用する法規としては、私としては、善管注意義務しかないということで、法治国家の人間としては、じくじたるところがありますけれども、いずれにしても信賞必罰は組織運営の基本でありますので、そこら辺、罰をするにしろ、褒賞するにしろ、厳格な運営をお願いしたいと思っております。

以上、再確認させていただきまして、質問に入らせていただきます。

まず、誘致活動について、御質問します。

前にも述べましたけれども、議会は請願を採択した後においても、その趣旨の実現のため、みずから努力することはもちろん、執行部に対しても、積極的に働きかける必要があるとされ

ております。したがって、誘致が軌道に乗るか、この請願が取り消されるまでは、融知会としては、引き続き質問を続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、第1点ですが、安全保障観で2点お尋ねいたします。

安全保障は、本来、未来学であります。そのためには、歴史的考察が必要不可欠と私は思います。

我が国は、かつてヨーロッパ国家系の一つである、力の均衡の秩序体系のもとで、集団的自衛権を発動した歴史があることは、御理解されておりますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

5番、山本議員の一般質問にお答えをいたします。

かつて、我が国が集団的自衛権を行使した歴史を承知しているかとの質問でございますが、私は、日本が、過去に集団的自衛権を行使した歴史があったということについては、承知いたしておりません。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 我が国は、日露戦争の前に、日英同盟を結んでおりました。これは攻守同盟です。したがって、我が国は第1次世界大戦のときに、ドイツがヨーロッパを席卷しようとしたとき、もちろんイギリスもこれに参戦したわけで、そのイギリスとの攻守同盟を結んでおりました我が国は、青島に出兵して、ドイツの砦を攻略し、捕虜は徳島に連れて帰ったというのは、御承知のとおりだと思うんですけども。

これは、力の均衡というのは、16世紀以降に、徐々に定着してきた考え方でありますので、そういう意味では、集団的自衛権の一つです。

ということで、日本も、もう既に集団的自衛権としては、発動した経緯があるよということ、御理解しておいていただきたいと思います。

9月議会では、所見を述べただけで失礼しましたので、再度、申し述べますけれども、先の大戦後、GHQの占領下でその指導のもとに現憲法が制定・発布されました。

その後、国際法として、我が国が、自身の集団的自衛権を認めたサンフランシスコ平和条約に署名調印しましたが、前回、これの所見を申し述べましたが、改めて御一読されたでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

サンフランシスコ条約、これを読んでいるかとの質問でございますけれども、条約の全文を精読しているわけではありませんが、サンフランシスコ平和条約第1条に記載されております、条約の効力が生ずる日に戦争状態が終了すること。及び連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全なる主権を承認することについては、承知をしております。

また、第5条に記載されております、連合国は、日本国が主権国家として国際連合憲章第51条に掲げる個別的または集団的自衛の固有の権利を有すること。及び、日本国は、集団的安全保障取極を自発的に締結することができると、承認するという条文につきましては、認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ありがとうございます。5条を読んでいただきましたので、すっきりしたと思います。

現憲法下で、そのサンフランシスコ平和条約に日本は署名し、批准しておるわけであり、現憲法下で批准しているわけです。

そこら辺をよくよく御理解いただいた上で、さきの安全保障法案等は、議論すべきだったなと思っております。

さて、話は変わりますが、9月でしたか、防衛省から防衛白書の説明に、市長のほうへ説明にあがったと思います。

今、特に南シナ海におきましては、弱肉強食を根底に持つ力の均衡と、人類の理性的側面の国際法の原理、及び周恩来とネリーの平和五原則に見られる国家主権の観念のせめぎ合いの様相であります。

その防衛白書は、情勢等も踏まえて説明があったと推定しますが、市長として、何を市民に伝えたいというふうな印象をお持ちになりましたでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本年の10月8日に自衛隊高知地方協力本部の本部長が来庁し、平成27年度版の防衛白書の概要について、説明をしていただきました。

こうした中で、テロによる殺りくや、武力による一方的な現状変更を推進する国々など、我が国周辺だけでなく、世界中で緊張関係がますます高まる中で、我が国が国際社会の中で、責任ある立場として、平和外交と、武力攻撃に対する自衛隊及び日米同盟の二つの抑止力が、バランスよく働く必要があると感じておられ、そのためにも、市民に対して、我が国を取り巻く情勢や、平和安全法制の内容等について、正確な情報を提供していくことが重要である、このように考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 想定外の、非常に立派な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

全く私もそのとおりのふうにご答弁を

まして、その方向で、この誘致活動も続けていきたいなと思っております。

いずれにせよ、我が国の安全保障の根底は、力の空白をつくらないことが肝要だろうというふうに思っておりますので、先ほど、市長が申し述べられたとおり、自衛隊と日米安保の車の両輪で、この空白をつくらないような、要するに抑止力を高めるような格好で、我が国の安全が保たれるべきだと。

後に述べますけれども、そこに宿毛が寄与できればという観点で、今から質問をしていきます。

次の質問ですけれども、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律というのがございます。

6月議会で香南市の事例を述べましたので、消防車両をずっといただいておりますか、あるいは防災センターの交付金といいますか、補助が得られそうだというふうな、香南市の話をしました。この法律を調べられましたか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律とは、自衛隊や在日米軍等の防衛施設の設置、運用等によって生ずる障害を防止し、周辺的生活環境の整備のためのさまざまな制度を定めた法律、このように認識をいたしております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ありがとうございます。

その法律の第8条の趣旨ですね。これは、防衛省のほうが、条文ではなくて、コミットしている内容がございますので、1度読んでみます。

第8条の民生安定施設の助成とはどういうことかということです。

市町村が行う公園、道路、体育館、公民館、ごみ・し尿処理施設などの生活環境施設や、農

業用施設、漁業用施設などの事業経営の安定に寄与する施設の整備に対しても、助成を行うという内容のものであります。

このあたりも、誘致に当たるものとしては、しっかりと頭に入れて、市民の皆様にも御理解いただくように努めていく段階で、理解して発表していかなければいけないというふうに思っております。

次の質問ですが、なぜ、とりわけ海上自衛隊誘致を私が言ってるかといいますと、日本の国土は、約38万平方キロメートルとなります。警備に当たり、市民の生命、財産及び安全を担う警察官は、約26万人です。

他方、我が国の経済水域を入れますと、海上面積は約450万平方キロです。国土の12倍です。その警備に当たる海上保安官は、9,600人です。何と警察官の26分の1の人員です。面積は12倍、人は26分の1。そこでの警備に当たる、その海域では、これまでの海上交通の安全や、密漁船等の漁業の取り締まりに加え、メタンハイドレート等海底資源の我が国の財産の維持管理が重要性を増すことになり、海での領域警備のあり方は、海上自衛隊に平時からこれらの任務を付与する等、抜本的に見直す時期に来ていると認識しております。

私は、先の安保法制も、この点が不十分であると思っておりますが、これらの開発と海の安全・安心、警備・管理の機能の一部に、宿毛が寄与できて、結果として、人がふえ、市税の増収につながり、大規模災害の支えを得ることになれば、大変意義があるというふうに感じております。

宿毛人としては、小野 梓の父親の遺言である、「身を犠牲にして国家のために尽くすは男子第一の誉であるぞ」という遺言にも通じ、また、ケネディ就任演説の「アスク ホワットユー キャン ドゥー フォー ユア カント

リー」と同じ意味合いであります。

以上を前提に、2問質問させていただきます。

一つは、海上自衛隊の誘致に関するデマゴーグへの対応であります。

デマ、あるいは根拠のない風評は、健全な判断を阻害するものであります。

福島の会津地方は、原発事故の影響がなかったにもかかわらず、約100キロ離れています。原発からですね。風上側にありました。

しかしながら、事故前に全国から来ていた修学旅行生が、いまだに来ないという状況が続いているようです。ただ福島県というだけです。

この例からもわかるように、これまでも、この議会に出されたデマとおぼしきものは、執行部で吟味し、市民が誤解のないように努める必要があると思うが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

これまでの議会における論戦等を通じて、質問議員が言われるような、デマとおぼしき内容の発言があったのかどうなのかについては、把握できておりませんので、申し上げることはできませんが、ただ議会の場における発言につきましては、発言の根拠について、十分に精査して発言されているものと考えておりますので、根拠のないデマ等に基づく発言はないのではないかと考えております。

万が一、そのような事実が確認されれば、議会において、適切に対応されるものと考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 潜水艦が、あたかも魚網の中を突っ走るとか。スクリューで動く船が、そんなところで運用するはずがないんですね。そういう議論だとか、潜水艦の塗料は漁業に悪影響を及ぼすとか。そういうことが本当であれば、

神戸から呉の間の魚は全部死んでますよ。

そういうのがデマじゃないと思いますということ自体が、私としては解せない。

次の質問に移ります。

海底資源関連では、日本のプロジェクト産業協会、この間も申しましたけれども、JAPICによれば、10万人の雇用が見込まれ、3,000兆円の回収推定額が見込まれています。10万人の雇用、3,000兆円の回収推定額。現在、実際に動いているのは、東京での調査で確認してきたところでは、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、英語の頭文字をとってJOGMECというところだそうです。

宿毛としては、日本のこのプロジェクトに寄与するためにも、ぜひ誘致の名乗りをあげておくべきと考えております。

9月議会では、検討に値するというお答えをいただきましたが、その後、どのような検討がなされましたでしょうか。次の市長への責務として、申し送りをお願いしたい。3月議会までの時間がもったいないからであります。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

海底鉱物の探査船、掘削船の母港化につきましては、9月議会の山本議員の質問に対して、関係各所の協力をいただきながら、情報収集や働きかけを検討してまいりたい、このように答弁をしておりますので、今後、新市長へも申し送りを行っていききたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 9月から今までは、全く検討してないということよろしいんですか。もし違ったら、次の質問になりますが。してないということよろしいですか。もう1回、質問します。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

関係課のほうでは、下調べとか、そういう検討はしてますけれども、具体的な形で、私のほうには、まだ報告があがっておりません。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） このあたりは、執行部とか議会とかいうことではなくて、一致協力して、宿毛のために頑張りたいと思いますので、お互いに情報交換を得ながらやっていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、選管になるのでしょうか。18歳からの選挙人教育ということで、3点ほどまとめて質問させていただきますので、お答えいただきたいと思います。

きょうの高知新聞にも載ってました。また、最近、テレビ等の報道でも、啓蒙活動、あるいは大学の取り組み等は、報道機関等で見かけるようになりましたけれども、宿毛市としての取り組みについて、一義的には選挙人を管理する自治体の責務だと思いますけれども、二つの県立高校を統括する県教育委員会とのコラボレーションはどうなっておりますでしょうか。

二つ目は、18歳は入学試験や就職活動で多忙であり、お願いするにしても、タイミングを図る必要があると思います。

また、このシステムの定着には、単にことしだけというだけではなくて、10年間ぐらいは普及活動を継続する必要があるのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

また、三つ目は、既に卒業して、来夏の選挙に投票権のある市内在住の市民もいると思います。こういう人たちに対する普及活動、いわゆる学校教育を通じない普及活動は、どのようにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 山本 英議員に申し上

げます。

一問一答方式でございますので、今、一括方式の感じになりますので、できれば一問一答方式で、今後、質問していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君） 選挙管理委員会委員長。山本議員の一般質問にお答えいたします。

18歳選挙の実施に向けた取り組みの中で、高校生を対象にした選挙啓発は、大変重要なことであると考えております。県教育委員会とのコラボ、いわゆる連携につきましては、市が直接的に行うのではなく、県教育委員会高等学校課の要請を受け、県選挙管理委員会主催のもと、現在、県内の公立、私立高校で出前授業を実施しております。

宿毛市におきましても、9月の中旬、県選挙管理委員会が宿毛高校3年生に対して、出前授業や、模擬投票を行った際に、宿毛市選挙管理委員会では、投票箱や記載台の貸し出し、スタッフとして職員を派遣するなどの協力を行いました。

今後、12月から3月までの間に、定時制、通信制を含む県内31校で、順次、実施を予定しておりますので、市内の高校で実施される際には、協力させていただきたいと思っております。

また、議員御指摘のとおり、制度を浸透させていくには、長期間にわたり、継続して普及啓発活動を行う必要がありますので、今後は高校教育のみならず、小中学校に対しましても、働きかけを行っていきたいと考えております。

市内在住の二十歳未満の選挙人に対する啓発についてでございますが、具体的な取り組みは検討中ではありますが、これまでの制度では、進学や就職によって宿毛を離れ、市外、県外で二

十歳の選挙権年齢を迎える方が多い状況にありました。

18歳選挙権の施行後は、生まれ育った宿毛で初めての選挙権を得ることとなりますので、宿毛市選挙管理委員会といたしましても、選挙や政治に関心を持ってもらう大きな機会であると考えております。

また、初めての選挙で投票所に出向くことで、政治離れがあるといわれている20代、30代での選挙や、政治への参加の足がかりとなることも、期待をしております。

そのためには、新たに選挙権を有することとなる18歳から19歳の選挙人が、投票所に出向いていただけるような取り組みを、研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） お答えのとおり、これをトリガーにして、若者の政治離れを吸収していくと。吸収と言いますか、関心を持っていただくように取り組むという、一つのステップになればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、教育長にお尋ねいたします。

キャリア教育についてであります。

人とかかわる力、自分を見詰める力、課題をやり抜く力、夢や希望をかなえる力、ふるさとを愛する心の5点が、キャリア教育の中心だというふうに伺っております。

もっと、私も早くからこの教育を受けてればなと思っておりますが。

ことしてその目標、当初の計画であります3年計画が終わることになるわけですが、今後の取り組みについて、どうされますか、お答えください。

一問一答ということですので、区切ってやります。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） おはようございます。

キャリア教育についての御理解、ありがとうございます。

山本議員のキャリア教育についての御質問に、お答えをさせていただきます。

御承知のように、キャリア教育につきましては、平成25年度から高知県の指定を受けてまいりました。宿毛市では、先ほど、議員御指摘のように、キャリア教育目標を、夢や志を育み、かなえる力の育成として、まず1年目は目指して、2年目は、それをやって、3年目は確かめて、をキーワードとして、教職員で共通認識を図りながら、事業を実施をし、指定の3年間で子供たちに生きる力をつけていけるように、取り組んでまいりました。

ただ、3年間で終わりということではなくて、義務教育、9年間の間に子供たちの夢や希望、あるいは将来どういう人間になっていくかということが大きな目的でございます。

その集大成といたしまして、今月1日に研究発表を、宿毛小学校と宿毛中学校で行いました。

高知県の指定は、今年度で終了することとなりますけれども、宿毛市教育委員会といたしましては、宿毛の子供たちが、自身の夢や志をかなえる人間に成長していけるように、今後も引き続き、キャリア教育を宿毛市の教育の柱に据えまして、取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） すばらしい教育方針だろうと思ひます。引き続きの御努力をお願いします。

次に、本年度の教育方針で、読書教育の推進というのを掲げられておられます。

私は、これがキャリア教育の原点ではないかと思っておるんです。何よりも読書での追体験が最も効果的であります。

また、小野 梓さんのお父さんの遺言を引っ張りだしますが、「おまえは書を活用する人となれよ。書を読む人となるな」の、活用とは、追体験し、経験則として行動に生かすこと。陽明学でいうところの知行合一だろうと思います。

多分、明治の多くの偉人を輩出したといわれる日新館という塾は、英語ではなくて、この陽明学を中心に据えて教育をされた。宿毛の若者が教育されたというふうに、私は思いますが、この読書教育の推進について、今後の御所見を伺いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

読書教育の推進についての御質問でしたが、先ほどの御質問でもお答えをいたしましたように、本市のキャリア教育におきましては、課題をやり抜く力、あるいは夢や希望をかなえる力を重点に置いております。

市内の小中学校では、読書タイムを設けるなど、近年、活字に触れる機会をふやしております。

読書は子供たちに集中力や想像力、そういうものを身につけますし、文章の理解力の向上に大きな影響を与えております。そのことが、宿毛の子供たちの学力の向上であるとか、キャリア教育の目的の一つである、かかわる力につながるものと考えております。

読書教育を初めとして、宿毛の子供たちには、大人になるまでではなく、大人になってからも、さまざまな知識を学んで、自分の理想に一步でも近づいていけるよう行動してほしいと願っておりますので、読書教育については、大いに推進をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） であるならばということで、これは本当は市長のほうに振る話になるかと思うんですが、あれしてませんでしたので、引き続き教育長のほうにお願いしたいと思っております。

ことしは子供たちのいる家庭に、図書購入費として3,000円配付されたというふうに伺いました。

これは、その家に、その家庭に、その本がとどまると、非常にもったいない話だと。貧乏人の私からすれば、もったいないなという感じがします。

購入したであろう図書の、図書館での収集、あるいは回し読み等の機会の作為等々、効果的な活用があるのではなかろうかというふうに思うわけです。

9月の議会で、プレミアム商品券の販売にも、福祉の視点を入れるべきだったのではないかと、この反省を含めた質問をさせていただきましたけれども、このように、小さい予算規模の宿毛市では、一つの予算でも、多角的、福祉的手段で捉えれば、より効果的な活用法が生まれるのではないかと、このように思いますが、いかが思われるでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

ことしの10月末から配付をされました3,000円分の図書カードについてでございますけれども、市内にある各家庭のうち、小学生、中学生の保護者を対象に、本市の福祉事務所から配付されました。

図書カードにつきましては、高知県の子育て世帯支援事業費補助金を活用して、実施をしておりますので、子育て世帯の保護者に向けた配付でありますので、学校で書籍の収集を行うなどといったことにつながりますと、直接的な指導は困難ですが、学校図書館におきましても、子

供たちに読んでもらいたい本や、子供たちが読みたい本を整備するなど、学校として、学校図書館の充実に努めていけるよう、今後も支援をしてみたいと考えております。

議員のおっしゃいますように、宿毛市の限られた予算での効果的、効率的な予算執行を、今後も検討してまいりますので、どうぞ御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 予算の効果的活用法という観点で、小さい点でございましたけれども、御質問させていただきました。

次に、私、二ノ宮に住んでおまして、松田川小学校の広報を読ませていただきました。

国語は、全国より10点以上、高い学力を有しておると。算数は、全国平均よりも8点高い。非常に、高いレベルの教育をしているように感じました。

これは、自然の懐にあって、教育環境がよいのか、先生方の熱意が高いのか、はたまた親御さんのDNAがなせるわざか。街区からも5名が通っておられるようですけれども、津波の心配のないところに、少しでもいさせたいの思いか、あるいは学力の高い学校を選ばれているのかはわかりませんが、ミニデイ等で交流しているところを見ますと、学力だけではなくて、思いやりの心も育っております。

地区民としてはうれしい限りですが、ちなみに、宿毛市の平均点は出されておりますでしょうか。なぜ、松田川小学校はこのように高いレベルの学力を有しているのか、分析はなされておりますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

学力についての御質問でございました。

平成26年9月議会でも、寺田議員の同様の御質問にお答えをさせていただきましたけれど

も、宿毛市教育委員会では、市内にあります小規模校などで、個人が特定される原因などにもなる宿毛市の具体的な数値での平均値を、公表はしておりませんので、その点については、あらかじめ御理解をお願いしたいと思います。

そこで、小学校6年生の結果からお伝えをいたしますが、全国学力状況調査の中には、A問題、B問題という二つの種類がございます。A問題については、基本的な力、B問題については、応用力というものについて、質問がなされております。

まず、国語では、基礎的な学力を問うA問題が全国平均を上回っておりまして、思考を問うB問題については、全国平均並みとなっております。

算数では、基礎的な学力を問うA問題が、全国平均並み。それから、思考を問うB問題については、全国平均をやや下回っております。

次に、中学生ですけれども、国語につきましては、A問題、B問題ともに全国平均を上回っております。

数学につきましては、A問題が全国平均並みとなっておりますが、細部にわたっては、課題があるものと思っております。

B問題につきましては、全国平均を少し下回っておりまして、こちらについても、課題があるものと思われま。

しかしながら、昨年度と比べて、全国平均に全体的に近づいてきておりまして、小学校、中学校ともに宿毛市の学力については、向上しているものと分析をしております。

続いて、松田川小学校の小規模校における学力について、分析をしているかという御質問でございましたが、松田川小学校は、御承知のように、児童総数が44名、6年生が10名の、いわゆる小規模校となっております。宿毛市には、数校の小規模校がございますけれども、大規模

校とは違うメリット、あるいはデメリットがありますが、松田川小学校の今年度の全国学力状況調査につきましては、教職員の目が行き届きやすく、細かな気配りを行うことができる小規模校のメリットの部分が最大限に活かされたものと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 中学校の平均点等も教えていただきましたけれども、松田川小学校の点が、仮に宿毛市の小学校のレベルも上がれば、何も中村中学校に行く必要がなくなると思うわけです。

この辺の学力だけではなく、人間力も必要なんだろうが、学力向上委員会、人間力向上委員会みたいなもので、小中が健やかな連携がとられますように、引き続き御努力をお願いしたいというふうに思います。

以上で、教育関係の質問を終わらせて、次に防災に移ります。

第1点は、ヘリスポットについて、申し述べます。

災害に当たりまして、ヘリコプターは極めて有効なビークルであります。

9月ごろでしたか、木材を利用した簡易式スポットを提案しておりますが、これは救助される側が、救助する側の二次災害を防ぐためのささやかな気持ちの表現でもあります。ぜひ試してもらいたいと思います。

何千万もする外国製の簡易ヘリパッドよりは、格段に安い。多分150万円以下でできるだろうと思います。1度施工することで、長時間、長もちさせる方策等も見えてくるでしょうし、間伐材の活用にもなりますので、少ない予算のところ、大変申しわけないんですが、一度、試してみたいかと思うかと思っております。

いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 状況等につきましても、含めてお答えさせていただきたいと思っております。

木材を利用した簡易的なヘリスポットの導入を検討してみてもどうかということでございます。

ヘリスポットとは、臨時的に空き地等を使用するヘリポートのことで認識しておりますが、現在、宿毛市において、南海トラフ巨大地震の発災後は、小筑紫地区等を中心に、孤立する集落や、避難場所等が多く発生する可能性がございます。

このような場合において、重症患者や透析患者など、緊急に医療機関へ搬送する必要のある方の、最も有力な搬送方法は、ヘリコプターによるものと考えております。

本市は、これまで発災直後の命を守る対策である津波避難道等の整備を重点的に事業実施してまいりましたが、今後は、命をつなぐ対策の一つとして、ヘリコプターの離発着箇所の検討も必要ではないかと考えております。

現在の取り組みとしましては、小筑紫地区等において、ヘリコプターの離発着ができる箇所があるのか。ない場合には、整備すれば離発着できるのか。その場合は、どのような整備が必要なのかということについて、自衛隊等の協力もいただく中で、調査を開始したところでございます。

そのため、今後の課題として、新市長にヘリスポットの整備の検討を引き継いでいきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） その際には、再度、申し述べますけれども、木材のヘリスポットをよく御検討いただきたいと思います。

先般、議会報告会で、沖の島、鶴来島に行っ

てまいりました。沖の島には、立派なヘリポートが整備されております。多分、1辺4.5メートル程度ある、正式なヘリスポットの様相でございます。

ただし、夜間設備がありません。これを整備すれば、平時において、いわゆる大災害が起こる前においても、夜間の急患移送や物資輸送が可能になるというふうに思います。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

これは、ヘリコプター運航体制にもよりますが、ドクターヘリのチーム数、機数からして、昼間しか運航できないというのであれば、例えば防災ヘリは、あるいは県警ヘリは夜間運用できないんだらうかというふうなことも考えながら、緊急時には対応できますので、ぜひ夜間もできるように、そこら辺の検討をお願いしたいと思います。

それから、鵜来島について、一括して、また怒られるかもわかりませんが、質問しますけれども。

あそこの校庭を使うという話になっていますが、ここは北西風、北風が吹きますと、かなり乱気流が予想されます。私の経験則からして、乱気流の中に巻き込まれたヘリコプターほど、不安なものはありません。揚力を失いますので、叩きつけられるように落下していきますので、これは避ける必要がある。

であるので、どこがいいかといいますと、沖合に出ます防波堤の上に屋根をつけて、そこに設置すれば、1辺1.2メートルぐらいのヘリスポットがつくれそうであります。

したがって、より安全な場所に、ヘリコプターの離発着する場所を御検討されたいかがでしょう。

沖の島、鵜来島について、質問いたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、現在の鵜来島で救急患者が発生した場合の搬送方法、これにつきましては、原則として、消防署に通報を行い、海上は船舶による搬送を行って、片島からは、救急車による搬送となっております。

今年度は、この方法で3件の救急搬送を行っております。

なお、渡船事業者の船舶借上料の費用は、市が全額負担している、こういう状況でございますが、ことし11月には、救急患者発生時の消防署、渡船事業者の連絡手順の流れや、連絡先の一覧表が記載をされた救急患者発生時の対応マニュアルを作成をして、鵜来島の住民の皆さんに、説明会を開催し、周知を図っております。

急患が発生した場合は、消防署へ症状等を伝える中で、ヘリコプターによる搬送が必要となれば、鵜来島はドクターヘリコプターの離発着場がないことから、高知県の防災ヘリコプターで患者をピックアップし、搬送することを予定をしております。

現在でも、宿毛市内でヘリコプター搬送の必要な山での事故や、ドクターヘリコプターが接近不可能な場合には、防災ヘリコプターによるピックアップをし、患者搬送を行っております。

以上のようなところから、鵜来島では防波堤上にヘリスポットの整備は、現状では必要ない、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 問題点がすれ違ったような感じがいたしますが。

私が現地で見た校庭は、山すそに近過ぎて、狭くて近過ぎて、乱気流が生起した場合、先ほど言いましたように、北西風や北風が強い場合には、風下側にありますので、乱気流が生起しますよと。そこでヘリコプターがホバリングするときには、非常に危険な状態が想定されます

と。

ホバリングでピックアップするには、バケツトスリングとって、患者を輸送するために、担架みたいな長いやつで引き上げるわけです。

スリムにつかまってあがってくるような元気な人だったら、ヘリは行かなくてもいいんです。

バケツトでつり上げるときには、自分の吹き下げ流と、その山から来る風で、バケツトに風が当たりますので、グルグル回ったり、振れ回ります。非常に危険な状態が、私は想定されます。

山岳飛行法を習った人間は、極めて危険と感じます。今まで大丈夫だったからというのは、たまたま気象状態がよかったから、偶然、そこは3回運航されたんだろうと思ひまして、我々、安全保障と同じように、万が一に備えるということで、場所を整備しようとする話なわけですよ。

したがいまして、先ほど、必要ないというふうな話は、毛頭、私の所見からは出てきません。

今さら言っても仕方がないので、今後の検討課題として、ぜひ頭にとどめ置いていただきたいと思ひます。

特に、担当課長、よろしくお願ひします。

最後に、今後の災害対応の課題について、御質問します。

多々あるかと思ひますけれども、この半年で、私の気になる二大課題は、長期浸水への対応、排水能力と2次避難の関係ですね。それと、防災本部の位置の再検討が、私の頭に残ります。

ケースに応じて、指揮所を変更するのをよしとするのは、机上の空論だと、私は思ふ。1回図演をやれば、これはだめだというのは、すぐわかると思ひます。

1カ所に固定する指揮所があればいいなと思ひますので、ぜひ申し送りの中で検討されるように、お願ひしたいと思ひます。

以上、質問ですが、御所見いただきます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

本市における今後の課題として、長期浸水対策のうちの排水対策への取り組みと、防災対策本部の設置場所の検討していく必要があるのではないかという質問ではございましたが、まず、この長期浸水でございますけれども、南海トラフ巨大地震の発生により、宿毛市の市街地は最大559ヘクタールという広範囲にわたる長期浸水が予想されます。

このため、昨年度、国、県、市、県警本部、消防署、その他関係機関で組織した宿毛市長期浸水対策検討会におきまして、治水、排水、住民避難の三つの対策に絞って取り組むべき対策や、課題等についての取りまとめをいたしました。

これをもとに、去る10月28日に立ち上げた宿毛市長期浸水対策連絡会において、治水、排水対策で19項目、住民避難対策で24項目、合計43項目について、毎年度、各関係機関の進捗状況を確認していくこととなりました。

本連絡会は、災害時における関係機関相互の連携が円滑に進むよう、平素から顔の見える環境をつくっていくことが、最大の目的でございますが、来るべき大災害に備え、着実に、それぞれの対策を講じていくことも大切であります。

とりわけ、議員指摘の排水対策につきましては、排水機場の耐震・耐水対策を早急に進めることが重要であり、加えて、国が保有する排水ポンプ車の確保についても、要望していく必要があると考えております。

次に、そういう状況の中で、災害対策本部の設置場所についてでございますけれども、現在、市街地周辺には、高台に位置するような公共施設がないため、南海トラフ巨大地震発生時の災害対策本部を設置する場所としましては、L1の場

合は、宿毛市防災センター、L2の場合は、宿毛市総合運動公園としております。

発災時には、職員が対策本部に参集することとなりますが、議員の御指摘のとおり、災害のレベルによって、参集場所が変わることなく、市街地にある本庁舎に災害の対策本部があることが、最も望ましいと認識しております。

しかしながら、現状では、浸水想定がされている本庁舎に、災対本部を設置することはできない状況でございますので、将来的な検討課題である、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 防災につきましては、あすかもしれない、30年後かもしれないということでもありますけれども、また予算も伴う話でも、多々あります。一步一步進めてまいりたいというふうに、私たちも思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、再度、4年間御苦労さんでした。

ありがとうございました。終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、川田栄子でございます。よろしくお願ひします。

マイナンバー制度について、国民周知の観点からお願ひいたします。

通知カードが住民のお手元に届いた状況がありますが、さまざまな広報、手段を用いても、個人情報漏えい、不安は拭えません。現に、政府税調では、預金口座とのひもづけ、IT戦略

本部による促進方針、医療保険証と番号カード統合の示唆、奨学金返還への連動等の動きが出ています。

マイナンバー法の条文は極めて複雑で、法律家であっても、内容を正確に理解するには、骨が折れるとの状態でございます。

宿毛市においても、システムの整備は行われていないか、情報流出を防ぐため、専用回線の整備等、気になるところでございます。

自治体に課せられる負担と責任も曖昧なまま、実施期日が近づいております。マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策の三本矢であります。具体的に取り扱う業務の利用範囲の主なものを列挙してください。

また、番号を取り扱う職員向けの研修は、どのようにされたのか。番号の独自利用のための条例制定、個人情報保護の条例改正、情報セキュリティ関係の改正、情報セキュリティ関連条例・規程改正、システムの整備等の概要と準備状況を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 2番、川田議員の一般質問にお答えをいたします。

マイナンバー制度の概要についてですが、まず、制度の目的について、御説明いたします。

社会保障税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を、同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって、利便性の高い公平、公正な社会を実現するための社会基盤の整備を目的としております。

利用範囲につきましては、社会保障分野、税分野及び災害対策分野に限定されており、具体的に市の業務における主なマイナンバー利用事務について申し上げますと、市民課における国民健康保険、後期高齢者医療に関する事務、税務課における税の申告に関する事務、福祉事務

所における児童手当、生活保護等各種福祉サービスに関する事務、保健介護課における介護サービスに関する事務、都市建設課における市営住宅に関する事務等となっております。

続いて、罰則につきましては、主なもので申し上げますと、マイナンバーを利用するものが正当な理由なく、マイナンバーを含む特定個人情報を提供した場合は、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、あるいは両方科せられる併科ということとなっております、また、不正な利益を図る目的で、マイナンバーを提供または盗用した場合は、3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金、または先ほどの併科となっております。

また、マイナンバーを不正に取得する行為に対する罰則としては、人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、または財産の窃取、施設への侵入等により、マイナンバーを取得した場合は、3年以下の懲役または150万円以下の罰金、そして偽りその他不正の手段により、マイナンバーカードの交付を受ける行為に対しては、6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金となっております。

これらの罰則がマイナンバー法に規定をされております。

先ほど、職員のこれに対する研修等についての質問がありましたので、総務課長のほうから、これらを含めて答弁をいたさせます。

よろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川田議員の御質問にお答えします。

マイナンバー法についての職員の研修についてという御質問であったかと思えます。

職員向けの研修については、特に行ってはおりませんが、マイナンバー制度の導入に当たっては、各関係課と共通認識を持ちながら、

総務課のほうで取りまとめをしながら、システムの導入に取り組んでおります。

今後におきましては、各所管において、マイナンバー制度の個人情報の慎重な取り扱いについて、取り組んでいくこととしておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 職員向けの研修は、非常に大事でございますので、ぜひ研修を行っていただきたいと思えます。

前議会の説明において、故意にナンバー提供をすると犯罪対象となり、重い罰則適用と、説明を受けました。

それから、もう一つ加えまして、マイナンバー法の一切の規制は枠外に置くこととされるものがあると、説明がございましたけれども、あるとするならば、どのようなものが枠外に置かれるのか、御説明をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） ただいまの質問に対しまして、総務課長のほうからお答えをいたさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川田議員の御質問にお答えします。

マイナンバー法、正式には行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律であります。マイナンバー法の規定を、どのように規定をされているかとの御質問であろうかと思えます。

特定個人情報の利用制限としましては、本法律の第9条及び別表第1において、個人番号を利用することができる範囲については、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定をしております。

さらに、別表には、97項目にわたって規定がされております。量が多いので、全て御紹介

することはできませんが、その一例としましては、健康保険に関する事務、船員保険に関する事務、災害救助法による救助または扶助金の支給に関する事務等になっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 質問の内容が、私の説明が悪かったと思いますけれども、もう一度申し上げます。

マイナンバー法の、一切の規制の枠外に置くとされるものがあるとするなら、どのようなものか、説明をお願いいたします。

これは6月議会で、ある議員が説明した中に、市長の答弁の中にございましたものです。

○議長（岡崎利久君） 暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川田議員の御質問にお答えします。

マイナンバー法の規定によるものを除くということで、除くものはどういったものかという御質問であろうかと思いますが、除くものについては、ちょっと想定はできませんので、先ほど、規定をさせていただいた項目について御説明をさせていただきまして、その規定以外のものについては、除かれているということで答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 先ほど、犯罪対象に対して、罰金、罰則さまざまございましたけれども、犯罪対象が故意か故意でないかは、ほとんど証明は大変困難であります。

仮に侵害された個人情報の損害賠償について、個人的に訴訟に訴えるなど、多くの時間と労力がかかってまいります。ほとんど立証も困難となります。

続きまして、私が申し上げましたマイナンバー法の一切の規制の枠外に置くとされるものがあるとするなら、どのようなものがあるかと求めました。

それは、マイナンバー法が、本当にそこで個人のプライバシーが守られてないところがあるということ、市民の皆様もしっかり知っていかなくては行けませんので、御質問をさせていただきました。

訴訟手続、警察等の捜査、税務当局の捜査は、一切の規定は受けないとなっております。このことは、プライバシー侵害に当たるとされる部分で、国もプライバシー侵害の危険性があると認めております。

システム改修費は、国からの補助であります。カードの作成交付は自治体負担となったのではないのでしょうか。国は、全額国庫補助としたシステムの整備、住基システムの改修、統合宛名システムの整備等の経費につきましても、市民に明確にする必要があります。

システム整備について、地方に財政措置を講じると明示してきましたが、国との費用負担の矛盾が出ていませんか。

マイナンバー制度に、関連経費において、平成26年度決算、27年度予算の総合計をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） この御質問に対しましても、細かなところがございますので、総務課長のほうからお答えいたします。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川田議員の御質問にお答えします。

システム導入に係る経費が幾らかかっているのかということの御質問であろうかと思ます。

マイナンバー制度に対応するためのシステム導入の総事業費は、現時点で約6,993万円となっております。その財源内訳としましては、国庫補助として4,192万円、特別交付税として714万円、本市の実質負担額としましては2,087万円程度となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 市の持ち出しが2,178万ですか。2,087万。

2014年の財政措置は、当初から大きく後退し、市町村に費用負担となっているのではと危惧しているところです。

法定受託事務であるため、国頼み、国の言いなりになっているのではないのでしょうか。近隣市町村と連携して、財政措置を求めていくお考えはありませんでしょうか。

自治体の持ち出しがふえれば、住民にとって、それだけのメリットが番号制度にあるのかという疑問も広がってまいります。

マイナンバー制度は、歯どめなく放置しておけば、自然に拡張し、公的機関でも、より自由に使われ、さらには民間業者における利用も進んでいく方向であります。

個人情報が流出し、なりすましが容易にできる罰則強化よりも、番号は限定的に用いるべきと強調しておきたいと思ます。

マイナンバーだけで、本人確認となりすましのおそれがあることから、法はICカードを用いることを義務づけていますが、あらゆる不正、なりすましを防げると安心してよいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） なりすまし防止策についての質問であったと思ますが、お答えをい

たします。

マイナンバー制度の導入に当たり、市民の皆様には、不安や懸念があること、これはまた存じております。

まず、マイナンバーを用いて、個人情報の追跡、名寄せ、突合が行われ、集積や集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかと。また、なりすまし等のマイナンバーの不正利用により、財産やその他の被害に遭うのではないかと。また、国家により、個人のさまざまな個人情報が一つの機関に集中し、一元管理されるのではないかとといった不安や、懸念でございます。

これらの不安や懸念に対しましては、6月議会において、山本議員の一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、マイナンバー制度では、国の方針に基づき、制度、システムの両面から、さまざまな安全策を講じております。

制度面での具体的な安全策について、改めて申し上げますと、窓口において、厳格な本人確認が義務づけられており、また、マイナンバー法の規定によるものを除き、マイナンバー付の個人情報の収集、保管、作成を禁止しています。

加えて、マイナンバーの取り扱いに関する監視、監督は、国が第三者委員会である特定個人情報保護委員会に依頼しており、本市におきましても、保有する住基情報等の個人情報については、既に基礎評価を実施し、その評価の結果を前述の委員会に提出するとともに、評価書の公表も行っております。

さらには、マイナンバー付の個人情報ファイルを提供した場合や、マイナンバーの不正利用などに対しましては、先ほどお答えしましたとおり、罰則も適用されることとなっております。

また、システム面の具体的な安全策についても、改めて申し上げますと、個人情報を一元的に管理せず、行政機関ごとに分散して管理することで、芋づる式の情報漏えいを防止し、また

行政機関が情報をやりとりする際には、マイナンバーを直接用いず、暗号化した連携符号を利用すること等の対策を実施することとしております。

市民の皆様におかれましては、マイナンバーの通知カードがお手元に届き、その運用について、大変御心配のことと思いますが、本市におきましても、国の方針に基づき、万全の安全管理措置を進めておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 法による規制でなりましを防止できるなら、アメリカでもとっくにやっていることと思われま。

個人番号を漏えいして、不正に用いられるおそれがあるときに限って、変更が認められておりますが、一斉に通知する手段はなく、不正使用されているとわかって、変更が全ての行政機関に行き渡るまで、不正使用が続く可能性があります。

政府が考えている利用範囲の拡大として、2016年から社会保障分野、税分野が始まります。2017年、情報提供ネットワークシステムが開始されます。1月には、国の機関同士の連携開始、そしてマイポータルの開始、そして2017年7月からは、地方自治体の連携開始であります。番号カードを健康保険証として使える方針であります。

さらに、2018年には、個人番号の民間利用、銀行、交通、教育、預金口座にも提供される、国民の所得や資産を正確に把握し、脱税や年金の不正受給を防ぐ狙いがあります。

国民のメリットについて、お伺いいたします。

情報連携により、国民の利便性につながるものと、国は宣伝しておりますけれども、住民サービスが向上する、業務の効果が図られると広

報されておりますが、課題はないでしょうか。

国民、市民にとって、メリットをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） マイナンバー制度のメリットと課題について、お答えをいたします。

まず、メリットについては、先ほど、御説明させていただきました目的や効果の部分と重複する部分もありますが、大きく6点ほど挙げる事ができます。

1点目としましては、より正確な所得把握が可能となり、社会保障分野や、税分野での給付と負担の公平化が図られます。

2点目としましては、真に手を差し伸べるべき個人の特定を確実にかつ迅速に行うことが可能となります。

3点目として、災害における被災者を特定し、積極的な支援に活用できます。

4点目として、社会保障分野や税分野に係る各種行政事務の効率化が図られます。

5点目としましては、情報ネットワークを活用することにより、添付書類が不要となり、住民の利便性が向上します。

最後6点目としては、住民一人一人に合ったサービスを、行政機関などからお知らせする等のプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となります。

また、本市におけるマイナンバー制度に関する課題については、国の動向、方針を踏まえた窓口業務や、そして不正使用を防止するためのセキュリティの強化等が挙げられます。

この課題の解決を含め、さらなるマイナンバーの利便性の向上を図るためには、市独自のマイナンバー利用事務について、安全を確保しつつ、適宜、住民サービスに反映することの検討をしていくことや、引き続き、市民の皆様の不安を取り除くための広報を、必要に応じて行っ

ていくなどの課題解決に向けての取り組みが必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 少し世界に目を向けてみますと、ドイツでは、ナチス時代の反省が強くあり、国が個人情報を管理することに慎重であります。それぞれ異なる番号を、税金と社会保険とを限定的に採用しています。

アメリカは、1962年に納税番号として使用し始めましたが、番号を盗用し、クレジットカード偽造、不正使用する事件が多発しております。

2013年の情報で、米韓で社会問題化して報道されております。

また、イギリスでは、2008年、国民IDカードが導入しましたが、政権交代により、国家は必要以上の国民の情報を収集しない、国民の人権を踏みにじる制度として、廃止法案を成立させているので、諸外国の番号制度には、8カ国紹介されていますが、イギリスはありません。

今回、その問題が、国民もよくわからないまま成立し、開始の準備と同時に、利用拡大の議論が進んでいます。

個人情報保護法、秘密保護法と視野に入れながら、本当に必要な番号制度にかえていくべきだと考えます。

憲法第97条は、この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものであります。

個人情報、国家情報のコントロールは、基本的人権の重要な一つであり、民主主義の根幹であります。

国民の多数が反対する中、秘密保護法が成立し、国家が情報を限りなく管理する方向へ進んでいます。イギリスのように、共通番号として導入させないことが理想であります。利用に関する場合でも、社会保障、税、防災と限定すべきであります。

内閣にあるIT総合戦略本部の中では、新ビジネス、新サービス創出を目的として、個人情報の利活用に関する検討を内閣は進めています。マイナンバー制度で得られた情報を利用するに当たり、法的整備も視野に入れています。

続きまして、マイナンバー身分証明書として、信用できるとホームページに出っていますが、携帯電話の加入など、確認記録を残すため、コピーをとる確認作業は、従業員がどれほどの教育を受けて利用状況、管理状況を歴然として明確になるか、疑問であります。

マイナンバーを身分証明書がわりに使用させることに賛成できますか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

国が広報等で掲げるメリットの一つに、マイナンバーカードが、公的な身分証明書としても使えることが挙げられております。

本人確認をする際に、顔写真が掲載されている免許証等の提示を求められることがありますが、マイナンバーカードにも顔写真が掲載されているために、免許証等を持っていない方も、身分証明として利用もできます。

ただ、カードの裏面には、個人番号が記載されているため、レンタル店等が身分証明書として提示した際に、番号の書き写しやコピーは、法律で禁じられておりますので、カード発行の際には、裏面の番号を隠すビニールケースに入れて交付されることとなっております。

カードの取り扱いについては、企業等民間業者にも周知がされていることとは思いますが、

提示するだけではなく、渡すような場合には、特に慎重な対応が必要である、このように考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 身分証明書は相手に提示するものであります。場合によっては、手元から離れることもあります。マイナンバーは、漏えいしたりしないように、大切に保管してくださいとあります。身分証明書がわりに使用させることは、反対であります。

個人番号提示で、所得証明書不要、行政もコンピューター入力不要と、便利で効率的のようではありますが、行政分野で番号提示が拡大されると、1年に数回が1カ月に1回、1週間に1回となると言われています。

2018年10月ごろには、民間、銀行、交通、教育でも、カード提示が義務づけられます。今後の検討課題として、健康保険証が個人番号カードと兼用となり、利用が義務づけられると、個人情報保護は守られるのかとなってまいります。大切に保管しなければならないカードを、頻繁に提出しなければなりません。誰にとつての利便性と、疑問であります。

将来的には、2018年をめどに、民間の活用を含めた利用範囲の拡大が目指されております。そうすると、多様な個人情報が名寄せ、マッチングの対象となることとなります。

自治体は、プライバシー等の危険性を市民に認識させることが重要と考えます。

かつて、日本では必要性について、十分な検討がなされないまま、道路、ダム、空港、港湾などのインフラ整備が、多額の税金を使って行われてまいりました。

つくってはみたものの、閑古鳥が鳴く、このような公共事業のやり方は、箱物行政と呼ばれて批判をされてきました。

マイナンバー制度は、道路、ダム等とは違って、目には見えませんが、必要性を検討せず、多額の税金を使ってインフラ整備をする箱物行政にほかなりません。

道路やダム等の建設費と、その効果、常に過大評価しておりました問題はありましたが、一応の試算を示していました。

このマイナンバー法制度は、政府は全体についてのきちんとした情報も示さず、効果については、どの範囲で使うかによって、効果は異なると、試算は示していません。中止していかなければなりません。

2番目として、国の総合戦略に基づく地方版総合戦略、まち・ひと・しごと創生、いわゆる地方創生をお尋ねいたします。

9月議会でも、地方総合戦略について触れさせてもらいました。国の創生本部事務局からの通知の中には、わざわざ地方議会の関与が必要であるとしてきた中に、基本的な考え方の項目の中に、どうして改めて地方総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、策定段階や効果検証において、十分な審議が行われることが重要であると記載があります。

議会サイドへの周知がどのように図られているか、伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に関する議会の役割ということでございますけれども、本年の1月に市長及び議長宛に送付された石破地方創生担当大臣からの所管において、地方議会においても、総合戦略の策定や、推進等の各段階で、十分に議論がなされることを期待していると記載があります。

また、国からの通知においても、総合戦略の策定に当たっては、議決を経ることを求めるも

のではないが、積極的に意見をいただき、総合戦略に反映できるよう努めることが望まれるという記述がございます。

こうしたことから、各階各層から御参加いただく政策審議会に諮問をいたしました、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案を、市議会9月定例会の議員協議会において御説明申し上げ、御意見等をいただくことといたしました。

なお、9月議会で、川田議員から一般質問を通じてお寄せいただきました若者の出会いの場の提供を行う団体に対する支援につきましては、9月議会でも答弁させていただきましたように、市長を本部長とする推進本部会で十分議論を重ね、さらに宿毛市政策審議会での審議を経まして、婚活イベント支援事業として、総合戦略へ反映をされております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 全国的に開かれた議会では、討論が多いです。住民に開かれた議会での討論、役割を重視すべきと考えます。

二つほど例を申し上げますと、広島県では、議会との関係では、人口ビジョンを、議会の議決に総合戦略は分野別計画と位置づけ、議会への報告義務としました。

兵庫県は、議会の議決事件としております。

全国的に全員協議会での討論が多かったです。住民に開かれた議会での討論、役割を重視すべきと考えます。

今年度は、全ての都道府県、市区町村に、人口ビジョンと地方版総合戦略の策定の努力義務が課せられていますが、策定しなくてもよい建前にはなっています。

策定しない地方自治体には、国の地方創生関連の交付金が交付されないから、策定しないわけにはいきません。策定期間は今年度中です。

また、10月までに策定する自治体に対しては、交付金が上乘せされる仕組みとなっておりますから、宿毛も9月1日議会、説明を受けて、10月にはパブリックコメント、10月21日には審議会、10月28日は策定委員会、29日に国へ報告し、10月30日にはホームページへの公開となりました。

交付金もいただきまして、レスリング用マットを購入できたと思われまして。

財源確保のチャンスの到来であるかのような受けとめ方に立っている感じがしないわけでもありません。また、国のほうばかり向いている気がしないでもありません。重要なのは、住民の希望と合意であります。その地域社会を、次世代以降まで持続させたいという希望が、合意なら、そのための手だてが必要であります。

人口減少の数値化された目標を設定し、今後の予測について、行政、議会、住民と共有していくことが重要と考えます。

今後、どのようなビジョン、戦略をつくるかは、地域の将来にとってのかぎとなります。首長の能力や、議会の協力次第で差があらわれてくるとも言われています。

10月30日のホームページに出るまでに、策定委員会が立ち上げたことと思われまして。メンバーの方の男女、年齢、お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 年齢等につきましては、担当課の課長からお答えをいたします。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、1番議員の一般質問にお答え申し上げます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にかかわって、諮問をいたしております、政策審議会のメンバーの男女構成及び年齢ということでございますけれども、委員は全体で15名となっております。そのうち女性委員は1名でござ

います。

なお、各委員の年齢については、この場では控えさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） パブリックコメントでは、どのような意見が出されたのでしょうか、教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、広く意見を聴取するとの観点から、議会や政策審議会の皆さんの御意見だけでなく、広く市民の皆さんの御意見を伺うべく、市の広報すくも10月号や、ホームページ上でお知らせをし、本年10月1日から20日間、パブリックコメントを実施いたしました。

その結果、1名の方から2点の御意見をいただきました。

1点目は、近隣自治体の事例では、ボランティア団体が商店街の空き店舗を活用し、ボランティアセンターを立ち上げているところもあるので、子育て支援等の居場所づくりを兼ねて、空き店舗を活用してはどうかという意見でした。

2点目は、集落活動センターの設立等、地域に対して、新しい事業の計画がある場合には、計画段階から女性等の意見を取り入れるべきだとの御意見でした。

まず、1点目の御意見に対しましては、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略には、子育て支援の拠点として、現存する子育て支援センターすくすく広場の機能を拡充する事業、子育てサポート事業の拡充を盛り込んでおります。

また、子育て世代のみならず、高齢者や障害者、地域住民が集まる場所として、あったかふれあいセンターの利用拡大、集落活動センター事業の設立支援等も行っていくこととしており

ます。

なお、空き店舗等の活用につきましては、御意見をいただいたボランティア団体等が、自発的に居場所づくりをしたい場合など、具体的な事案に合わせて、商工会議所等とも連携しながら、既存の制度等を活用して、取り組んでまいりたいと回答をいたしました。

次に、集落活動センターの設立に当たっては、計画段階から、女性等の意見を取り入れるべきという御意見に対しましては、集落活動センターの設立には、住民の総意が必要であり、女性の意見も当然ながら必要です。

また、行政主導ではなく、地域住民が主体となって設立のみならず、運営も行っていただく必要がございます。

御提言いただきましたとおり、地域において、設立に向けた推進組織を立ち上げる際には、女性の意見を積極的に取り入れられる組織となるよう、行政からも働きかけを行ってまいります、と回答しております。

なお、御意見に対する回答につきましては、市のホームページで公表、回答をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 審議会も三、四回やったと思われますが、内容はどのようなものだったのでしょうか。

行政は、この現実をよく観察できてますでしょうか。課題があるとすれば、どのようなものであったのでしょうか、教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市政策審議会の開催は、4回行いました。8月31日に開催した第1回政策審議会では、これまでの経過や、人口ビジョンと総合戦略の素案についての詳細を説明をし、第2回から、

具体的な事業について、一つ一つ協議を行いました。

第3回で、一通り協議が終わりましたので、パブリックコメントを実施し、第4回目に意見を集約し、答申をいただくこととなりました。

政策審議会の審議の過程では、専門の見地から、厳しい意見もいただきました。

例えば、当初、総合戦略素案に載せていた海鮮丼等の、海鮮メニュー新規開発事業については、行政が主導的に計画に盛り込むべきではなく、民間に任せるべきだという意見等をいただき、最終的に素案から削除することになりました。

そのほかにも、それぞれの立場から、さまざまな御意見をいただき、第4回政策審議会を経て、答申をいただきました。

政策審議会の答申を受けて、10月28日に宿毛市人口ビジョン及び宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に至っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） コンサル委託料は、どのくらいかかっていますでしょうか。

議会のほうへも、9月1日にコンサルから説明を受けましたが、コンサルに丸投げでしょうか。議会へ、執行部からの説明が適切ではないかと思われましたが、コンサルからの説明でありました。お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たっては、本市の現状を正確に把握するため、指名競争入札により決定した株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所と、637万2,000円、税込みで契約を締結しております。

具体的な業務は、住民アンケート集計や、人口分析等、基礎調査業務を行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 住民懇談会も行われたのでしょうか、教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 住民懇談会はやっておりません。ただ、いろんな会合等において、このような御意見は、戦略を立てているということの説明等は行ってきたことも、いろんな会合ではございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 過去何回となく策定してきました総合振興計画や過疎対策などが、人口減少や地域衰退への対処に有効だったかどうかは、歴然とした結果であります。

原因は、住民参加の視点の希薄さです。住民参加といっても、参加が地域有力団体の代表だけだったりすれば、一般住民の意見を十分反映できないだけではなく、住民の中にも、計画を実行、実践、プラン ドゥー シー アクションという、意欲も責任感も生まれません。

住民参加とは、公民館単位であったり、地域別であったり、自分たちで決定していける、努力した計画がうまくいかなかったときには、その地域で原因を考え、もっとよい方法を考える住民になるでしょう。

この過程が、まちづくりに必要ではないでしょうか。これがひとづくりにもつながっていきます。公民館単位での全住民参加で、声を丁寧に反映させることで、住民の希望と合意ができて上がって、体制が整っていくのではないかと思います。

そして、市役所内の体制は、企画課任せにはせず、各課に担当者をおき、課題、意見を反映する、全庁体制としていかなければなりません。御提案を申し上げます。

子育て支援ということでは、20代、30代の女性の声を十分に聞くことが重要と考えます。

東京の豊島区は、結婚、子育て世代の女性の懇談会を開催して、出た意見、要望を着実に実行に移しています。この層の声が、行政に、議会に届いていなかったことが、人口減少問題をここまで深刻にさせた要因の一つではないかと考えられます。

年金、医療、介護といった高齢者の3経費から、年金、医療、介護、子育てと、現役世代を含めた社会保障経費まで拡大され、将来にわたって継続可能な社会保障制度となりました。子育て支援制度であります。

子育て支援として、全ての子供に、良質な発達環境を与えることとなった目的を持っています。

金も大事であります。夢と志を育てていくもの、それは大人の生き方をも問われます。大人がモチベーションを高く、仕事をするのです。国の根幹にかかわる取り組みとなりました。

この新制度は、育児休業している母親に対し、家で見なさいとはなりません。その母親が、どうしてもらいたい、自治体とやる気のセンスであります。財源をどこへ回すかとなるわけですが、子育て対応ではありません。老いも病も通る道、みんなで支え、お互いさまであります。

子供がいない、子育ては終わったではなく、あなたが年をとって、いろんな社会保障が必要でしょう。本来の社会をつくるため、子供の貧困も切実です。未来の老いはみんなにつながるものです。支え、支えられる哲学を早くつくること、御提案申し上げます。

子育て支援行事や、児童館がない宿毛で、動いている子育て中のママサークルがあります。3年前からイベントも行っております。

もち投げもありました。小袋の菓子など、住

民の善意のもち、量販店の御好意で、たくさんのお菓子をいただきましたようです。子育てを何とかしたい。宿毛の子供たちが喜んでもらいたい、思いが詰まったイベントでした。

ことしは愛媛に本社があり、宿毛へも出店している量販店の上司が、愛媛からはるばる訪ねてきてくれました。場所や、空き部屋利用の提供も受けたと聞いております。企業としても、社会貢献の申し出であろうと思われま

す。これら全てが、地方創生とつながっているわけでありま

す。地方創生とは、事業を主体的に利用して、住民と地域の利益を増進させることであります。

まち・ひと・しごと、大きなテーマに向かって、この仕事を成功させ、子供たちにより未来を手渡していく責任が大人にあります。

行政は、議会は、その道筋をつけていかなければなりません。と認識しております。

9月質問の中で御提言申し上げました。そして、さらにグループは、さらにもっと子育て支援のニーズを広げています。明るい部屋で子供を遊ばせながら、母親同士、会話がはずみ、授乳のこと、離乳食のこと、経済のこと、夜泣きのこと、ほかさまさま、やりとりする話、情報、いろいろ同じような悩みを持っているから、初対面でも、どんどん話は広がります。

すすくすく広場とは違って、就学児童までも対象があります。一切の条件はありません。そんな児童館があるといいね。夢を持っています。

学童に入れない子供、ひとり親の子供、おじいちゃん、おばあちゃんに来てもらって、本を読んでもらいたい。昔遊びを覚えてもらいたい。家に帰っても、一人の子供も、みんなその児童館で幸せな時間を過ごしたい。

このグループの若いママたちは、仕事もしています。それでも、宿毛の子育て支援にもっと現場の声を聞いてと、頑張っています。人がつな

がる場所、求めています。受け皿はさまざまあるといいですね。御提案申し上げます。

御感想をお願いでしょうか。

○議長（岡崎利久君） この際、川田栄子君の質問に対する答弁保留のまま、午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時10分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

川田栄子君の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど、子育て世代のグループの皆さんの活動ぶりについて、お話をお聞きいたしました。

地方創生によって、本当にこういう団体との連携して進めていくということ、非常にこれから大事なことだろうというふうに思います。ぜひとも、今後も連携して進めていけるように、そういう行政であり、またそういう団体であったらいいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 続いて、公共交通確保のことについて、伺います。

9月議会で、コンサルからの報告に基づき、地域へ聞き取りに入るという御報告を伺いました。

その後の状況をお願い申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

遠隔地の移動手段の確保についてということの中で、9月から行っている公共交通の委託事業の進捗状況という質問でございます。

本年度実施しております宿毛市公共交通再編調査事業の進捗状況につきましては、9月の中

旬から10月中旬にかけて、委託事業者と企画課職員が、橋上地域と小筑紫地域の一部、計14地区を訪問し、地域の現状、他地域での移動手段の状況、地域の要望などについて、意見交換を行っております。

今回の調査に当たっては、より多くの皆さんの声を聞くため、高齢者等で、当日、会場に来られなかった方々に対しても、地区長様に御紹介いただき、戸別訪問を行って、意見聴取等を行っております。

今回いただきました声を基本に、現在、委託事業者と企画課職員で、地域の方々が利用しやすく、持続可能な交通体系について検討をしております、12月末をめどに、望ましい交通体系の素案を、委託業者から提出していただくこととなっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が制定され、市町村、交通事業者、地域住民、関係者が一体となって、地域の交通問題について取り組みを推進しておりますが、問題も多く、地域の方は御不便なっております。

出費もかさむ中、御苦勞なされている現状を、早く解消させていただきたいと思っております。

平成26年11月、地域公共交通活性化・再生法の一部改正がありました。計画策定を通じた公共交通ネットワークの形成に向けた仕組みが本格化されました。

地域のニーズに応じた路線運行回数を確保して、利便性の高い公共交通ネットワークを構築し、この取り組みを着実に実施するために、利用者の利便の向上などによる利用者確保も不可欠であります。

規制緩和から、10年以上経過しました。言いわけが許される時期は過ぎました。活性化再

生法2007年施行、2014年改正により、地方分権化は進み、今までできなかったことがどんどんできるようになりました。

模索してください。活性化再生法第4条においては、都道府県、市町村が地域公共交通政策に主体的に取り組むことが努力義務となって、規定されております。公共交通政策に積極的に取り組んでいる地域は、施策の結果が明らかになる段階に至っております。より進化した方向に踏み出したりする動きも見られます。

国は近年、支援全般において、先導的に取り組んでいる地域を、集中支援する姿勢をとっています。放っておけば、自治体の格差はますます拡大していきます。

なお、公共交通への公的資金投入は、補償の一部と考えるとわかりやすいと思います。

日ごろ使わない方も、いざというときには、自分たちも使えるように確保しておくこと。専門的ノウハウも必要となりますでしょう。失敗を繰り返さないように、反省に立って、現場の実情をよく捉えて、現場の実際の利用者、運転手等が、委員として参加してこそ、現場の方々との意志疎通ができて、いいものができ上がってまいります。

隣の犬伏町の交通については、どうなっているのかお聞きしましたが、平成12年の赤字路線廃止とともに、中学校合併となり、生徒の送迎、犬伏病院への診療等の統合があって、子供の通学バス、患者の送迎バス、さまざまな補償が切れ目なく続いていることが、話が聞かされました。全て無料で行っているようであります。

町の単独路線の経費の確認をしながら、バス会社へ努力の要請をし、見直しながら、継続をしているという、いろいろ事情をお伺いいたしました。

住民の不便を解消するために、宿毛市として

も、公共交通のプロジェクトをとめないで、次期政権へ重要課題として取り組んでいただけますよう、おつなぎくだされば幸いと存じます。

御感想をお願い申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在、実施しています先ほどの事業につきましては、今後の実証運行、そして本格運行に向けた土台となる事業でございますので、新市長に対しても、引き継ぎを行って、きちんと伝えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 市長等の給料について、お尋ねいたします。

市長の給料のことで、就任当初、2人の議員から質問されておりますが、市長給与減給という公約について、どのような思いがあったのでしょうか。決心されたものは何だったのでしょうか。動機があれば聞かせてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

給料を55万にしたことについての理由でございますけれども、平成24年第1回市議会臨時会での質疑においてお答えしたことと同じになりますけれども、市長給料の3割カットを基本にして、私が市長として活動、あるいは生活を含めて、市長の職責を全うしていくためには、55万円あれば十分、職務をこなしていくことができる、このように判断したものでございます。

また、厳しい財政状況を踏まえて、減額した給料を市の予算に還元していくことができるならば、この55万円で十分やっていける、そういう確信を持って、公約もいたしました。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 志を持って政治に立つわけですが、御自分の能力をここで生かさなければいけないというものを持って、トップに立たれたと思われまます。

そこで一番肝心なことは、御自分が、自分の片腕となってもらえる人を見つけられるかどうかということであったでしょう。御自分にとって大事なことを、相談できる人がどれくらいいるかということでもあります。

大事業をなす人の周りには、能力を持った方、その人の魅力に引かれて、自然と集まってくるものでありましよう。執行部三役で重責を担うトップの市長給与が低い、最高責任者が給与減給について、御自分の考えていることを伝えることが難しかったのでしょうか。

相手に自分の意図を完全にわかってもらえる、簡単にできることではなかったのでしょうか。せめて同額へのお願い、していましたでしょうか。

当時、給与の改正がありました。そのことではなく、選挙公約の内容を、セットで受けてもらえる心構えの要請であります。

聞かせてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

この質問も、先ほどの質問と同様に、議会において、質疑や一般質問でお答えをしておりますので、同じ答弁になるかと思えますけれども、お答えをいたします。

当初は、私の任期中に限り、理解していただけるならば、副市長、教育長にも給料の減額をお願いするという考えは持っておりました。それは、本給のみを55万円に下げた場合、当時、年間300万円の、4年間で1,200万円、これが私の想定していた減額幅でございました。

これに応じる形であれば、副市長や教育長に相談できるかなと思っておりましたが、結果的に、他の手当や、さらには退職金、こういう

ことまで反映することとなり、私が想定していた4年間に受け取る額も、想定よりかなり減っていることから、私と応分の形では、相談はできないと考えまして、副市長や教育長の給料は減額しない、こう判断をしたこととでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 全国的には、こういう例はないことはないです。ものの考え方がどうかということが、一番最初にあるわけですが、基本的なものの考え方の中には、政治をつかさどるものは宿毛を発展させたい。そのために必要なものは、これだという考え方に立って、両者への要請になったと思われまます。

人の形が整っていくことが、望ましかったと思われまますけれども、最初の決意したものの、市長が、最初、決意したものの、やり遂げられなかったこと、引き継いでもらいたいこと、おありならば聞かせてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたしますが、質問通告、このような内容はいただいております。あとの議員の質問にもございますので、答弁は控えさせていただきます。と思ひます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） それでは、小学校建設問題について、お伺いいたします。

市長が現地点に建設という公約を持って、無事に当選されました問題は、迷走を続けました。議会や住民との対立もありました。そこには、調査費用や耐震費用など、多額の市民の血税が投入されました。どれくらいの費用がかかったか、お伺いいたします。

現地建設を訴えて当選されました、その声を力に、住民の多額の血税投入について、どう思われまますでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛小学校の移転候補地として、検討した萩原の高台についての経費、及び校舎の耐震化に係る経費についての質問であったと思います。

まず、萩原の高台について、これまで要した経費について、御説明させていただきますが、高台の適地調査費用として、294万円、萩原地区高台の実施設計費用として、1,420万7,550円、地質調査費用として、479万6,400円、用地測量費用として、1,354万650円の、計3,549万円を支出しております。

また、校舎の耐震化に係る費用としましては、2次診断費1,135万5,750円、補強設計費340万2,000円、補強及び改修工事費として1億2,400万6,680円の、計1億3,876万4,430円を支出しております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 多額の血税投入について、どう思われますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） まず、先ほどの答弁といたしまして、用地測量費用として1,354万650円と、答弁したと思いますが、正確には1,354万6,050円の誤りでございます。訂正して、お直してください。

その費用等についての効果とか、さまざまな支出について、どう思われるかという質問でもあったと思いますが、この質問に関しましては、この間の経過等説明をして、そういう理由等の中で、具体的な答弁になると思いますので、この間の高台移転にかかわる、さまざまな4年間の流れについて、説明をさせていただくという

形で、答弁にさせていただきたいと思っております。

まず、宿毛小学校の建設の経過についての質問でもございましたけれども、私が市長に就任した当初から、振り返りながら説明をさせていただきます。

まず、私が平成23年の暮れに市長選挙に立候補した際に、この問題について、有権者の皆様に公約としてお話しさせていただいたことは、当時、松田川小学校に移転する予定であった宿毛中学校について、この移転計画を見直すこと。宿毛小学校については、前市政と同様、現在地に建設すること、この2点でございました。

宿毛中学校については、当選後、公約どおり移転計画を見直し、耐震化する方針を決定し、平成26年度に耐震化工事を実施いたしました。

もう1点、宿毛小学校については、当然、翌年の平成24年3月議会において、これも公約どおり現在地で建設する基本的な設計予算案を市議会に提出しましたが、予算の承認が得られず、こちらは公約どおりには実施することができませんでした。

平成24年3月議会後の3月31日には、国は、南海トラフ巨大地震の津波浸水新想定を公表し、宿毛小学校は7メートル近く浸水すると想定されました。このことにより、東日本の大震災での学校が飲み込まれる巨大津波を目の当たりにした市民は、浸水想定域への小学校の建設は問題だとする考えが大きくなってきました。

この新想定後、執行部は庁内プロジェクト、議会では特別委員会をそれぞれ設置して、学校再編や、宿毛小学校の建設問題について検討を重ねる中、議会においては、平成24年9月議会で、宿毛小学校は耐震補強をした後、早急に高台に移転するべきであるという議決が、11対2で可決されております。

こうした議会議決を受け、執行部は、実際、高台造成できる適地があるのかないのか判断す

るために、高台の適地調査を実施する中で、高台移転の候補地として、萩原地区の高台を見出し、平成25年3月議会において、平成25年度の当初予算に、高台の実施設計費を計上すると同時に、萩原の高台は地権者が多く、また境界の画定などに時間がかかること等、用地測量に不測の時間が想定されることから、まず、地震に対する安全安心を担保するために、現地で改築するための予算として、現在地における改築の調査予算、用地物件移転補償を議会に提出しました。

しかし、議会は、高台移転までの間、現校舎を耐震化する可能性を図るべきであるとして、現在地における調査予算を可決した上で、条件をつけての執行の凍結をすべきとの附帯決議をいたしました。

また、平成25年3月議会には、宿毛市PTA連合会より、市に対して、現在地への建設計画には反対であり、高台移転への真剣な検討を望む陳情書も提出されておりました。

こうした状況を踏まえ、校舎の耐震2次診断を実施しましたが、診断を行うまでは、執行部としては、宿毛小学校の校舎の状況から、耐震化には莫大な予算が生じることもあり、早急に現地で改築することが、最善の方法であると考えておりましたけれども、診断結果から、技術的にも予算的にも、学校改築までの間は、耐震化で子供たちの安心安全を確保することは可能である、このように判断をし、この時点において、高台移転を念頭に、それまでの間、耐震工事を実施する方針を固め、平成26年度に校舎の耐震工事を実施いたしました。

しかしながら、同時に実施していた萩原の高台の用地測量業務の過程で、萩原地区での高台の早期の整備が困難という状況が判明し、昨年の12月議会で御報告したように、宿毛小学校は、現在地を拡張した上で、現敷地に建設する

ことが最善の方法であると判断し、現在、その方向に向け、取り組みを進めている状況でございます。

こうした状況の中で、先ほどの予算執行というのは、私は無駄な予算ではないと、このように判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） お話を伺っております。議会との対立もありましたでしょう。住民との間にある多様な意見、考え方を吸い上げて、議員同士で自由な討議、議論は必要だったことでしょう。議会で集めた情報、議論は、住民に公開する問題の争点を整理し、住民の意見を聞いて、住民と話し合う場を設けたこともあったようです。

議会として、住民討論会、公聴会を開いたり、参考人を招いたりする、ここまでは遠くから見ても、やっていたように見えました。ただ、首長と議会で構成する二元代表制であって、首長と議会は住民によって選ばれた、ともに住民に責任を負う立場であります。市長と議会は、住民のために行動することを考えて、緊張と協力をし合う関係であるわけであります。

したがって、際限なく構想、想定しているのではなく、首長と議会が討論と節度ある協力で、住民に責任を果たしていかなければならないと考えます。

地方自治では、市長優位が当然とする見方は、市長の独善を生むとなりますが、議会は首長の附属物ではありません。議会は、機能を発揮しなければならない責任があるわけであります。首長と議会の対立が、どうやっても解消しないなら、徹底的な議論を尽くした上、最後は住民投票にかける、それが二元代表制として、政治制度の本来の姿ではないでしょうかと思われる。

なし遂げられなかった宿毛小学校建設問題など、御自分の思いがあれば、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

この4年間、先ほど言われましたように、宿毛小学校の建設問題、非常に私もたくさんの労力を費やしました。

本当にいろんな形で、どの方法がいいのか、また議会の皆さんとの関係も含めまして、一生懸命あるべき方向、そこを模索しながら、この4年間、進めてまいったつもりでございます。

結果的には、私ども当初想定していた形での、非常に高台が困難だと。しかし、若干、内容は違ってましたけれども、違う形にはなりましたけれども、やはり現地に建てるしかないという方向になったということについては、結果論ですけれども、私はこれから、ぜひともあるべき方向へ向けて、さらに住民やPTAの説明も尽くしながら、議会とともに進んでいく方向がとれたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） ありがとうございます。

退任されるわけですが、経験を生かしまして、また宿毛市の発展のため、御尽力いただけますよう、お願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時48分 再開

○副議長（山戸 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 4番、山岡でございま

す。

12月補正予算を拝見いたしましたので、1点、市長にお伺いしたいことができましたので、御質問いたします。

9月議会の一般質問におきまして、福祉医療助成制度に対する国庫負担金のいわゆる地単カット分を、一般会計から繰り入れるとお願いしたところ、市長は、今年中に国民健康保険運営協議会に諮問をいたしまして、審議をいただき、その答申を踏まえる中で、検討してまいりたいという御答弁をいただきました。

しかし、12月補正予算には1円も計上されておられません。

運協において、どのような諮問をされ、答申がなされたのか、まずお伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） 4番、山岡議員の一般質問にお答えをいたします。

国民健康保険運営協議会に、どのような諮問をし、またどのような答申がなされたのかとの質問でございます。

本年11月5日に、平成27年第1回宿毛市国民健康保険運営協議会を開催し、宿毛市国民健康保険高額療養費貸付条例の一部改正及び一般会計からの繰り入れについての諮問を行い、御審議をいただきました。

その結果、宿毛市国民健康保険高額療養費貸付条例の一部改正については、国保の財源不足及び利用件数の減少により、当該基金の額を200万円に改正することが適当であることと、一般会計からの繰り入れにつきましては、宿毛市国保において、基金残高が500万円となり、大変緊迫した状況である。

市財政も厳しいと推察されるが、国保の財源確保の必要性を考慮し、地方単独事業の影響額を、平成20年度にさかのぼって、一般会計から繰り入れることが適当であるとの答申をいた

できました。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 再質問をいたします。

答申を聞いたところ、2点の諮問に対するの答申がなされてございます。

1点目の高額貸付基金といいますものは、今議会に、条例改正と合わせまして800万円の予算が計上されておりますが、2点目の一般会計の繰り入れにつきましては、地方単独事業の影響額を、20年度にさかのぼりまして、一般会計から繰り入れることが適当であるという答申があるにもかかわらず、今回の予算に計上していないのは、どのような理由によるものでしょうか。

市長の御答弁を求めます。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

予算を編成するに当たり、より緊急性の高い事業に対し、予算を計上しております。

このたびの宿毛市国民健康保険高額療養費貸付条例改正と、予算措置ですが、本市におきまして、昭和57年度より、国民健康被保険者で、高額療養費支給の対象となる一部負担金の支払いが一時的に困難な方に、その費用の全額または一部を貸し付ける条例を制定し、貸付基金として1,000万円を設置し、貸し付けを行ってまいりました。

しかし、近年は限度額適用認定証が定着したこと等により、年間の利用が2件、本年度におきましては、現在、利用がないという状況の中で、国保財源である貸付基金を1,000万円から200万円に減額する条例改正を行うとともに、不要となった800万円を、国民健康保険特別会計に繰り入れするための補正予算を計上しております。

一方、地方単独事業の影響額について、補正

予算が計上されていないのは、本市の厳しい財政状況もかんがみ、3月補正予算時点での国保会計の財源不足を推計し、その不足額相当について、地方単独事業の影響額を、一般会計から国保特別会計へ繰り入れる見込みです。

また、平成28年度についても、同様の予算措置を行い、県へ移行する平成30年度までに、地方単独事業の影響額を全額繰り入れることにより、一般財源の不足に対するリスク分散を図ってまいりたいと思います。

なお、この答申に対する予算措置は、責任を持って次期市長へ引き継ぎを行いますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） これは、補正は緊急の予算組みであると、私は認識しております。

先ほど市長の言われました一般会計の繰り入れの件も、結論は3月という御返答でしたけれども、これも非常に喫緊な補正でございますので、何とぞ新市長の体制に受け継いでいただきますようお願い申し上げまして、きょうはこれで質問を終わります。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 12番、一般質問を行います。

考えれば、4年前に市長が就任しまして、私もこの場に、再々と立たせていただきました。今思うと、いろいろと議論をしたなということが走馬灯のように思い浮かびますが、何度かこのような質問をさせてもらったことがあるんですが、通告に従って、今回、質問をさせていただきたいと思います。

市長、もう2週間ぐらいで4年の任期が終わるわけですが、この4年間の総括について、まずお聞きをしたいと思います。

御自分がこの4年間、自分の市長就任してか

らの評価をどのようにしているのか。また、このことについて、心残りになるようなことがあれば、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） 12番、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、この私の4年間の総括についての質問でございます。これはもう、9月議会において、川村議員に同様の質問をいただいておりますので、重複するところがあるかと思えますけれども、お答えをさせていただきます。

私は、市長就任当初から、市政に対する基本姿勢として、市民の目線に立った公平公正な行政、市民多数が納得する行政を貫く中で、市民の市政運営への信頼を高め、協力し、助け合う宿毛市づくりを目指して、取り組んでまいりました。

市民が市政を信頼してこそ、さまざまな行政課題を進めることができるという、こういう思いからでございます。市民からも、この4年間は、そうした評価はいただいているものと思っております。

また、この4年間は、さまざまな事業に取り組んでまいりました。

まず、何かと申しますと、地震や津波等の災害から、市民の命と財産を守るために、さまざまな防災対策事業の推進が最大の課題であり、新たに危機管理課を設置して、全力で取り組んでまいりました。

これからは、設備した施設や、防災情報伝達システム等を活用して、市民の防災意識の向上並びに防災力の向上につなげていきたいと思っております。

産業振興につきましても、県の産業振興計画に盛り込み、農林水産業の各分野において、大きな成果があらわれてきていると感じておりま

す。

特に、平田の高知西南中核工業団地に、木質バイオマス事業の企業誘致が実現したことは、本市の林業振興において、かなめになると考えております。大いなる可能性を秘めた事業であり、林業関係者をふやすことで、これからの林業や、山間地域の振興につなげてほしいと思っています。

産業祭については、大勢の市民の皆さんが集い、地元産業を共有し合う基礎ができたと認識しています。

開催内容を工夫し、市民が活用する事業として、継続をお願いするものです。

高速道路網整備につきましては、悲願でありました宿毛市・愛南町間の早期事業化に向け、愛南町長との連携はもとより、関係団体の協力もいただき、本年4月に計画段階評価路線となりました。今後、宿毛湾港と連携したまちづくりを推進するためにも、宿毛湾港ルートの設定に向けて、積極的に働きかけを行っていく必要がございます。

その宿毛湾港は、四国西南地域の玄関口としての重要な港であるために、現在、整備中の防波堤の早期完成を目指すとともに、港の有効活用につなげていただきたいと思います。

横瀬川ダムの本体着工へと進んでいますが、同時に、内水対策を重視する河川整備計画を策定し、洪水対策として位置づけることができました。

この計画を生かして、平田や山奈の内水洪水対策を進めていただきたいと思います。

スポーツ振興につきましては、ことし4月にマラソン大会を再開いたしました。さらに宿毛野球場のキャンプや、総合運動公園での各種の競技の大会が数多く開催され、本市での宿泊客の確保にも、大きな役割を果たしています。

今後も、充実した運動施設を活用して、宿毛

市を挙げてスポーツ振興につなげていただきたいと思います。と思っています。

こうした事業等に取り組んでまいりましたが、本市の重要課題であります人口減少の流れをとめるには至りませんでした。

そのため、本年度、市内各界を代表される方々を委員とする政策審議会に諮り、人口減少対策や、地域経済の拡大等を盛り込んだ5年間の、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略を10月に策定いたしました。

この総合戦略とともに、これまで進めてきた事業を総括しながら、市民とともに、すばらしい市政を実現してほしいと願っております。

この4年間、不十分なところもございましたが、私はとにかく、市民の皆さんの暮らしを向上させたい、地域を発展させたい、こういう思い一筋で市長という重責を担ってまいりましたし、その思いを、こうして貫くことができました。その思いで、心残りはありません。

新年からは、ふるさと宿毛の一市民として、宿毛市の発展のために応援し続けたいと思っています。

全ての皆様に心から感謝を申し上げて、答弁といたします。本当にありがとうございました。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） ちょっとしめくくりのような答弁がありました。もう2点ほどありますので、もうちょっとお聞かせを願いたいと思います。

今も市長の答弁にありましたように、4年間、全力で走ってきたというふうに、私も見ております。

その中で、やはり執行権者として、市の職員に対して、こういうことに、もうちょっと気をつけたらいいよとか、市民に対して、このような対応をすればいいんじゃないかというようなところがあれば、職員に対しての思いをお聞か

せを願いたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） 寺田議員の答弁にお答えいたします。

この4年間の宿毛市の行政課題の解決に向けて、ともに取り組み、支えていただいた職員の皆さんには、本当に心から感謝を申し上げたいと思います。

特に、副市長あるいは教育長、市の幹部の皆さんも、本当に私を支えて、全力でやっていただきました。この場をかりて、そういうことも含めまして、お礼を申し上げたいと思います。

そして、職員に対して伝えたいということについては、これはやはり皆さんどこでも、どの場所でもそうですけれども、これからは職員一人一人が、自分の目標、職務に対して、その立場に対して、いろんな、各おのおののところで、自分なりの目標を持った職務に精励していただきたい。これは、来年度からは、職員に対しての人事評価制度、これが始まります。

ここでは、必ず職員に対して、必ず目標について、どのような対応をするかというところが含まれておりますので、これが大きな、職員にとっても今後を占うと申しますか、方向の中で、大きな役割を果たすことになるというふうに思っております。

そして、もう一つは、これも当然のことで、先ほどと一緒にすけれども、宿毛市職員というのは、公務員というのは、あくまでもこれは全体の奉仕者です。常に市民の皆さんが喜んだり、安心をしたり、生活が向上したり、あるいはまた、宿毛市が発展したり、そういうことに対して、本当に喜び合える、喜んでみんなにそういう安全を確保していくために、仕事をするのが、本当に楽しいと申しますか、役に立っていることに充実感を持っていただく、こういう職員になっていただきたいということでございま

す。

本当に、そういう今の宿毛市の職員は、一人一人が非常に賢い方で、レベルの高い方がたくさんおられます。こういう人たちが、これから新市長と一緒に力を合わせて、一丸となって職務に精励していけば、私はすばらしい行政が、新市長もできるんじゃないかと、非常に期待をしているところでございます。

こういうところが、職員に対しての私の思いでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） ありがとうございます。

ただいま市長の言ったことは、ここにいる各課長が全職員に対して伝えていただきたいというふうに思います。

最後の質問になりますが、市長、12月25日で退任をされるということですが、新しく中平新市長が選挙によって決まっておりますが、新市長に、先輩市長として、苦労話や、こんなときにはこういうことをしたらいいよとかということがあれば、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今月の18日に、新市長と事務の引き継ぎを行うことになっております。

このときに、市長として進めている事業や方向について、引き継ぎをしたいし、また、私の場合は、4年前に引き継ぎしたのは、総務課長と引き継ぎをしまして、そういう事業、市長としての、前市長からの思いであるとか、現状、背景等については、引き継ぎを受けておりませんでしたので、今回は、自分としても、こういう今から述べます思いについて、若干触れさせて、お話させていただけたらというふうに思っ

ております。

そういう点が、先ほどの実績というところの中でもお話しさせていただきましたけれども、宿毛市の将来を、10年先、20年先をつくる、そういうインフラの整備として、高速道路、宿毛市と愛南町間、大方や黒潮町、中村間は別立てで進んでおりますが、ここの路線については、私が就任したときには、全く、なかなか計画さえ、方向さえわからない状況でした。

愛媛県側は、今の56号線を改良するという方向で、高速道路は要らないとかいう話もあるような状況の中で、私はやはり、愛南町長といろんな形で連携を取り合って、どうしてもここは、四国8の字ルートはつなげなきゃいかんじゃないかということ、当時、若干、皆さんも知っている方もおられると思いますけれども、トップ同士がぎくしゃくしていたような感じを、私も受けたことあったんですけども、そういうものをきちっと精査をして、本当に町長と市長と連携してやろうじゃないかということで、今もこれは本当に続いております。

こういうものも、やっぱり隣の市町村と連携をしていく。しかも、それは心ですね。本当に気持ちを開き合って、つながっていくということが、非常に大事だというふうに思っています。

それは、幡多広域の市町村圏の事務組合同士の関係もそうです。非常に私は、今、うまく進んでいるというふうに思います。こういうのが、これからの全体の発展のためには、欠くことのできない、私は方向であると思いますので、ぜひとも大きな事業をやるにしても、人としてのそういうつながりをきちっと、温かく育ていくという行政を続けていただけたらなというふうに思っています。

さまざまな事業については、お話もしたいこともございますけれども、先ほどの実績の中で

もお話させていただきました。

基本的には、今までやってきている事業は、できるだけ継続はしてほしい。また、議会でお約束したような、先ほどの国保会計の問題なんかについては、これからもきちっと引き継ぎをしていかなきゃいかんと思っていますし、特別大きく市政の変化が、私はないと思っていますので、その辺はすばらしい、残る職員たちと連携をしながら、職員を新市長が信頼をして、そしてその先頭に立つ意気込みで、私は若い力を、これから発揮して、宿毛市をこれからつくっていただきたいというふうに、そういうこともお話の中で、引き継ぎをさせていただきたいというふうに思っております。

不十分ですけども、以上です。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） ありがとうございます。

私は、本当に4年間、先ほど、最初に言いましたように、どっちかと言うと、市長にとっては、一番やりにくい質問者ではないかというふうにも言われました。それも全て、宿毛市政、宿毛市民のためだと思って、私もこの場に立たせていただきました。

時にはこのやろうと思うようなときもあったと思いますが、それは市政のためということで、お許しを願いたいというふうに思います。

市長退任されてからは、一市民として、また市政のよきアドバイザーとして、見守っていただきたいというふうに思います。

4年間、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

○副議長（山戸 寛君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時12分 散会

平成27年
第4回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（平成27年12月15日 火曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第24号まで

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第24号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	沢田 美保 君
議事係 長	柏木 景太 君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	沖本 年男 君
副市 長	安澤 伸一 君
企画課 長	出口 君男 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	岩本 昌彦 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	和田克哉君
環境課長	児島厚臣君
人権推進課長	滝本節君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	立田壽行君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君
総務課主監	藤田隆男君

----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第24号まで」の23議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） おはようございます。テレビをごらんの皆様もおはようございます。

3番、質疑を行います。

私が質疑をしますのは、議案第2号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

まずは17ページ、第2款総務費、第4項選挙費、1目選挙管理委員会費、13節委託料、選挙管理システム改修委託料103万7,000円についてでございますが、このシステム改修、どのような改修が行われるのか、お聞かせください。

次に、27ページ、第8款土木費、第4項都市計画費、3目公園費、15節工事請負費、総合運動公園運動施設整備工事費3,501万円についてでございます。

今回の整備で、どのような工事が行われるのか。そして、災害活動拠点の整備と伺っておりますが、今回で完成となるのか、お聞かせください。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（河原志加子君） 選挙管理委員会事務局長、皆さん、おはようございます。3番、原田議員の質疑にお答えいた

します。

議案第2号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、17ページの第2款総務費、第4項選挙費、1目選挙管理委員会費、13節委託料の選挙管理システム改修委託料103万7,000円の増額補正について、どのようなシステムの修正内容かとの御質問であります。平成27年6月に、選挙権年齢を二十歳から18歳に引き下げる改正公職選挙法が公布され、来年平成28年夏の参議院議員通常選挙で、18歳選挙権が適用されることに伴いまして、国は選挙権年齢引き下げに対応するための選挙人名簿システム改修費補助金交付要綱を、平成27年10月13日に制定いたしました。

要綱の補助対象期限が27年度中となっておりますことから、このたび、この制度を活用いたしまして、18歳選挙権に対応するために、選挙人名簿のシステムを改修しようとするものでございます。

国の交付額は、標準事業費を基準として算定した額の2分の1を交付することとなっております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 都市建設課長。

○都市建設課長（中町真二君） おはようございます。都市建設課長、3番、原田議員の質疑にお答えします。

議案第2号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、27ページ、第8款土木費、第4項都市計画費、3目公園費、15節工事請負費、総合運動公園運動施設整備工事費3,501万円の内容について、御説明いたします。

宿毛市総合運動公園内の南側部分で、整備中である運動施設整備工事において、真砂土によるグラウンド整備を約3,000平方メートル、防球フェンス設置を、道路に面した部分などに

約200メートルの整備を行うものであります。

この運動施設整備工事は、平成25年度から28年度までの4カ年計画で事業を進めておりますが、来年度予定していた国庫補助金の一部について、前倒しで予算割り当てがありましたので、起債等を含んだ事業費3,501万円を12月補正で計上させてもらっております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 再質疑ではないんですが、その総合運動公園のほうなんです、今回で完成となるのかどうかというところの説明、もう少し聞くことはできますか。

○議長（岡崎利久君） 都市建設課長。

○都市建設課長（中町真二君） 都市建設課長、3番、原田議員の再質疑にお答えします。

平成28年度につきましては、まだ工事が残っておりまして、進入路や階段口、そして案内看板などの整備を計画しております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 詳しい御説明ありがとうございました。

以上で、質疑を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） おはようございます。2番、川村三千代、質疑を行います。

今回、私は3項目について、担当課長からの説明を求めます。

全て、議案第2号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、こちらからでございます。

まず、15ページをお開きください。

こちらの第2款総務費、第1項総務管理費、18目ふるさと寄附金費、13節委託料、ふるさと納税推進事業業務委託料386万4,000

0円、こちらについてでございます。

ふるさと納税は、もちろん全国的にも注目されておりますし、高知県下の各市町村も、非常に積極的に取り組んでいる市町村がございます。

そういった中で、本市宿毛市は、まだこの納税制度を十分に活用し切れていない面があると思います。この補正予算で制度をどのように積極的、またかつ有効的に進めていくのか、その事業内容について、御説明をお願いいたします。

続いて、30ページをお開きください。

30ページの第10款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費、教室等改修工事費181万1,000円、こちらについてでございます。

こちら、具体的にどちらの学校の、またどういった改修を行ったのかを、御説明をお願いいたします。

そして、最後、次のページ、31ページですが、第10款教育費、第4項社会教育費、1目社会教育総務費、13節委託料、山奈小学校放課後児童クラブ設計等委託料、こちらの213万6,000円についてでございます。

こちらのほうは、新規事業ということですので、どういった内容で、そしてまた、どういった目的や意義があるのか、こちらのほうを、担当課長からの説明を求めます。

以上、3項目について、お願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、2番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第2号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、15ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、18目ふるさと寄附金費の13節委託料、ふるさと納税推進事業業務委託料386万4,000円の内容についてでございます。

ふるさと納税制度につきましては、議員御承知のように、平成20年度からスタートいたしております。

本市における状況につきましては、平成26年度までの7年間で113件、金額にいたしまして867万7,473円と、非常に少ない金額とはなっておりますけれども、こういったことから、平成27年度、今年度からふるさと納税額の増額と、産業振興ということを目的に、インターネット上でふるさとチョイスという、全国の自治体のふるさと納税制度をPRするポータルサイトがございますけれども、そちらを運営しております会社に、委託をいたしまして、本市のふるさと納税制度のPRを行うとともに、インターネット上でも決済ができるようにと、そういう制度を取り入れております。

本年の7月からこの制度を取り入れておるんですけれども、今月の15日現在でございますけれども、360件で、金額は約1,300万円の寄附金をいただいております。

本日、奈半利町の記事が載っております、7億円強ということで、奈半利町は前々から非常に取り組みを強化いたしております、我々も、そこに追いつけ追い越せということで、いろいろ考えておりますけれども、始まったばかりとはいえ、金額は少のうございますけれども、当初予算で1,000万円を計上させていただいておりましたので、今回、改めて1,000万円を増額をさせていただいて、そのための必要な事業費についても、計上させていただいたということでございます。

内容でございますけれども、先ほど申し上げましたように、ポータルサイト運営会社に、これは株式会社トラストバンクというところがございますけれども、そちらに対して、運營業務分といたしまして、寄附金額の8%相当額、それに消費税を加えた額の86万4,000円。

それと、寄附をしていただいた方に返戻品をお送りしておりますけれども、その寄附額の30%相当ということになっておりまして、その300万円、合計386万4,000円を、今回、補正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（沢田清隆君） おはようございます。教育次長兼学校教育課長、2番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）の30ページ、第10款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費の教室等改修工事費、181万1,000円の内容について、御説明させていただきます。

この予算の内訳といたしましては、平田小学校の浄化槽の漏水修繕工事費といたしまして、24万3,000円。沖の島小学校の放送設備改修工事として、37万6,000円、宿毛小学校の特別支援教室の改修工事として、119万2,000円の、三つの事業による合計額となっております。

それぞれの内容につきましては、まず、平田小学校の浄化槽防水改修工事が24万3,000円でございますが、これにつきましては、今年度、浄化槽の保守管理を委託しております業者より、当該浄化槽につきまして、浄化槽の壁に亀裂があるとの指摘があったことによりまして、その亀裂を防水処理することにより、漏水を改修するための経費となっております。

続きまして、沖の島小学校の放送設備改修工事費37万6,000円につきましては、現在、沖の島小学校は2学年と4学年の複式による2名の1クラスで、1階の1教室のみで活動しておりましたが、来年度、新たに2名の新入生

を迎えるに当たりまして、1年と3年の複式クラスと、5年の単式クラスの二つの教室が必要となることから、新たに2階フロアに教室を設置することとしております。

そのために、現在、1階フロアのみには対応してなかった放送設備を、2階フロア及び体育館、校庭に放送が行き届くように、改修しようとするものでございます。

最後に、宿毛小学校の特別支援教室の改修工事費119万2,000円につきましては、来年度、宿毛小学校に入学予定の児童により、新たに特別支援教室がふえる予定となっておりますので、このことから現在の空き教室を特別支援教室に改修するための予算でございます。

この工事の内容としては、空調設備の設置であるとか、教室内への手洗い場の設置であるとか、着がえスペースの設置の3点となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（桑原 一君） おはようございます。生涯学習課長、2番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、ページ31ページ。

第10款教育費、第4項社会教育費、1目社会教育総務費、13節委託料の山奈小学校放課後児童クラブ設計等委託料213万6,000円の事業内容と、事業効果ということではないかと思いますが、2点についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、特に事業効果の面でお話をさせていただく前に、現状について、御説明をさせていただいたと思うんですけども。

山奈小学校の児童クラブにつきましては、平成26年4月にスタートさせておりまして、現在2年目になっております。

ただ、山奈小学校につきましては、学校施設そのものに空きスペース、空き教室等がない兼ね合いがありまして、学校の中で児童クラブを運営することが不可能な状況がございまして、近隣でできるスペースがないかということで、探してありましたら、長尾のコミュニティセンターをお借りすることができるということで、昨年、スタートをさせております。

もちろん、地区の集会所ですので、地区の方々に御迷惑をかけて、現在、事業ができていくという状況ですので、地区のほうからも、地元の小学校のことなので、極力、協力はしたいということではございますが、何とか長期間になるのは避けていただきたいという御要望もございまして、できる限り、その場所を長期間に使用させてもらうことは避けていきたいということを考えておりまして、その中で、山奈小学校の敷地内に、児童クラブ専用の施設ができないかということを検討しておりまして、それを取り組んでいかせていただきたいと思っております。

まず、取っかかりとしまして、今回、新たな施設の設計委託料を組ませていただいております。

この設計委託料によりまして、28年度に新たな建物を、建設をさせていただきたいと思っております。

今後の事業費の計上、議会の議決ということになるかと思うんですけども、担当部署としましては、12月議会に新規事業として提案をさせていただいたのは、できる限り、学校には御迷惑をかけないような形で建設ができないかということでございまして、来年の夏休みに、主な工事ができないかというふうなことを思っております。

それを、来年の夏休みに建設する上での逆算しますと、国、県への補助金申請等もございま

して、この12月に新規事業として、設計委託に
関しての予算を計上させていただかないと、
来年の夏休みには間に合わないという状況で
ございますので、この12月議会で設計委託料
を計上させていただいております。

山奈小学校での新たな放課後児童クラブの場
所ができることによって、地区活動への支障も
少なくなってきましたし、現在、山奈小学校と、
長尾のコミュニティセンターは、約1キロほど
離れております。夕方になって、1キロを子供
たちが歩いていっているという状況もございま
したので、そういったところも、解消される
ということがございますので、児童クラブとして
の環境改善が図られていくものと考えておりま
す。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 3人の担当課長から、
それぞれ御説明をいただきました。

ふるさと納税につきましては、地域の特産品
を売り込んで、税収の増加を図るということ
はもちろんですが、宿毛市の魅力を広く発
信するという、そういった広告宣伝の意味も兼
ねておりますので、今後とも積極的に取り組
んでいきたいと思っております。

そしてまた、教育環境を整えるということに
つきましては、本当に必要なことですが、今
後とも適切かつ円滑に教育現場の改修、そし
て整備を行っていただきたいと思っております。

そしてまた、山奈小学校の放課後児童クラブ
の件に関しましても、やはり共働き家庭がふ
えましたし、少子化や、そしてまた核家族化
が進んでいく中、放課後において、児童生徒
がいかにかに犯罪に巻き込まれることなく、
孤立化することなく、安全に、健全に過ごす
ということは、大変重要な問題でもあります
し、今後とも放課後における児童生徒の健
全な育成に力を尽くし

ていただきたいと思います。

以上、私の質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、川田栄子で
ございます。

16ページをお開きくださいませ。

議案第2号別冊、平成27年度宿毛市一般
会計補正予算（第5号）でございます。

第2款総務費、第2項徴税费、2目賦課徴
収費、23節過誤納還付金についてございま
す。

平成9年、入力ミスによる過誤納還付金
について、26年12月に発覚したとのこと
の説明を受けました。市長は、いつ報告を
受けたのでしょうか。そして、どのような
指示があったのでしょうか。

そして、1年後の報告ということで、混
乱を想定したとの報告でありましたが、そ
の選択でよかったのか。被害者へのおわ
び、住民への説明、議会への報告は、還
付等の事務処理後の選択でありましたが、
誠実さが伝わったと満足しているでしょ
うか。

全力で取りかかる時間をくださいとの
選択肢はなかったのか。また、6,300万
という多額の還付金となるわけですが、
事業の縮小など、影響は懸念していい
でしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 税務課長。

○税務課長（岩本昌彦君） 税務課長、
1番、川田議員の質疑にお答えをいた
します。

議案第2号別冊、平成27年度宿毛市
一般会計補正予算、ページ16ページ、
第2款総務費、第2項徴税费、2目賦
課徴収費、23節償還金、利子及び割引
料、過誤納還付金5,765万3,000
円についての質疑でございます。

まず、今回の課税誤りに関しまして、
議案提出が非常に遅くなったということ
について、最

初に御説明させていただきます。

まず、提出が遅くなった理由につきましては、議員が御指摘のとおり、最初に、この事案を担当課長が発見したのが昨年12月下旬。

原因が、電算システムの誤りであるということ、最終的に確認をしたのが、1月になっております。そこから、今回の議案提出まで、非常に時間を要しているということは、事実でございます。

どうして、このように長時間を要したのかと、その理由について御説明をさせていただきます。

まず、固定資産税の課税業務というのは、1月の年明け以降、5月1日に、5月の初旬に納税通知書を発送するまでは、新年度分の課税業務にどうしても集中せざるを得ないということで、課税誤りの積算にかかれる時期というのが、それ以降になってしまうという、時間的な関係がございます。

また、今回の課税誤りは、既に御承知のとおり、電算システムのプログラムミスということで、誤った経年減点補正率表を適用していたということから発生したものでございます。

これを正しい税額に再計算をするということに関しまして、電算システムに、例えば正しい経年減点補正率表を設定し直せば、自動的に再計算ができるというふうに思われるかもしれませんが、現行システム、そういうふうな機能がございませんので、実際には、課税誤りの対象案件を抽出した上で、1件1件、正しい経年減点補正率表を適用し直して、18年分を各年度ごとに積算をし直すという、非常に地道な作業があるという現状がございます。

また、物件ベースで、正しい課税額を積算した後も、還付対象者、つまり所有者ごとに還付額の集計をし直すというふうな作業もいりますので、これに関しましても、非常に時間を要するという状況がございました。

加えて、固定資産税の課税誤りは、国保税の資産割の額にも影響を与えるということもありますので、このような状況の中、対象人数が固定資産税で1,342名、国保税の資産割でも852名ということで、非常に多数に及ぶということから、詳細な調査に非常に時間を要したということで、議会への提出がおくれるということになってしまいました。

いずれにしましても、事態の発覚から議案提出まで長時間を要して、市民の皆様にお迷惑をおかけしたことにつきましては、この場をおかりして、改めておわびをしたいというふうに思っております。

それで、御質疑の中で、市長への報告ということで質疑がございました。

これに関しましては、課税誤りがプログラムミスであるということ、最終確認したのが1月と申しましたけれども、ある程度、概要をまとめて説明するまで、いまだ一定時間を要しましたので、これに関しましては、2月17日に、最初に市長のほうに報告いたしました。

その後、協議をする中で、今、お話ししましたように、全体像を積算し直すということに関しましては、その段階でも、非常に時間を要することが予想されておりましたので、協議の中で、今、すぐに議会報告をして、じゃあ市民説明に際しまして、対象人数も、今、不明確です。対象額も積算ができ切れておりません。なおかつ議案提出ができていないので、還付のための予算もございませんという、この状況の中で、市民の皆様、この情報を伝えることに関して、どう扱うべきかということについては、非常に協議をいたしましたけれども、そういった弊害が予想される中で、やはり議案提出までは、しっかりした積算ができるまでは、議会に対しても報告を控えさせていただくということが、ベターな選択であろうということで、今回

の議案提出ということにさせていただいております。

今後は、市民の皆様に対しましては、広報等でも、この詳細に関しましては、報告をするということで、できるだけ丁寧な説明をさせていただく中で、またおわびの意味も込めて、そういった形の周知をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 先におわびをすると、時間をくださいということの住民への説明が先に来て、計算する時間を与えてくださいという選択肢はなかったのでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 税務課長。

○税務課長（岩本昌彦君） 税務課長、1番、川田議員の再質疑にお答えをいたします。

今おっしゃるように、選択肢としては、確かに先に報告をして、その後、積算をし直すという選択肢は、確かにあり得たと思います。

ただ、先ほど、御説明しましたように、そういう方法をとると、やはり市民に無用の混乱を起こす可能性もございましたので、いろいろ検討する中で、最終的に、議案提出まで報告を控えさせていただいたということの選択をさせていただきました。

これに関しましては、市民の皆様も、いろんな、これに関しての御意見はあるとは思いますが、それは、自分としても承知をしておるところですけれども、今、お話したような内容の中で、我々としては、それをベターな選択肢としてとらせていただいたということで、御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 了解いたしました。

それで、6、300万という多額の還付料を

お返しすることになると思いますけれども、これによって、事業の縮小が影響されるということについては、若干、懸念をしておりますけれども、そのあたりの御説明をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） よく理解いたしました。

人間は失敗でしか学べない動物であると言われております。最大91万円、最小100円と、還付料がなっておりますが、住民にとっては、税金が重たければ、住民が一番苦しむんです。税金をとる人間が涼しい顔をして、机上の計算だけで税金をとることに、謙虚さも必要です。

どうぞ皆さん、そういう謙虚さを込めて、これからの業務にお励みいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」については、委員会付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第2号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第24号まで」の22議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所

管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、12月16日から12月18日まで、及び12月21日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、12月16日から12月18日まで、及び12月21日までは、休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月16日から12月21日までの6日間は休会し、12月22日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時39分 散会

議案付託表

平成27年第4回定例会

付託委員会	議案番号	件名
<p>予算決算 常任委員会 (9件)</p>	<p>議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号</p>	<p>平成27年度宿毛市一般会計補正予算について 平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について 平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について 平成27年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について 平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について 平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について 平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について 平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計補正予算について 平成27年度宿毛市水道事業会計補正予算について</p>
<p>総務文教 常任委員会 (7件)</p>	<p>議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第15号 議案第18号 議案第20号 議案第24号</p>	<p>宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について 宿毛市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について 宿毛市職員定数条例等の一部を改正する条例について 宿毛市税条例等の一部を改正する条例について 宿毛市国民健康保険高額療養費貸付条例の一部を改正する条例について 幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (6件)</p>	<p>議案第16号 議案第17号 議案第19号 議案第21号 議案第22号 議案第23号</p>	<p>宿毛市墓地公園管理基金条例の一部を改正する条例について 宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について 宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について 指定管理者の指定について 指定管理者の指定について 指定管理者の指定について</p>

平成27年
第4回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第15日（平成27年12月22日 火曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第24号まで
（議案第1号、討論、表決）
（議案第2号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第24号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 陳情第3号外1件
- 第3 委員会調査について
- 第4 意見書案第1号及び意見書案第2号
意見書案第1号 四国横断自動車道の早期延伸を求める意見書について
意見書案第2号 森林・林業政策の推進を求める意見書について

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第24号まで
- 日程第2 陳情第3号外1件
- 日程第3 委員会調査について
- 日程第4 意見書案第1号及び意見書案第2号

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（14名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 川田 栄子 君 | 2番 川村 三千代 君 |
| 3番 原田 秀明 君 | 4番 山岡 力 君 |
| 5番 山本 英 君 | 6番 高倉 真弓 君 |
| 7番 山上 庄一 君 | 8番 山戸 寛 君 |
| 9番 岡崎 利久 君 | 10番 野々下 昌文 君 |
| 11番 松浦 英夫 君 | 12番 寺田 公一 君 |
| 13番 宮本 有二 君 | 14番 濱田 陸紀 君 |

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君

次長兼庶務係長	沢田美保君
兼調査係長	
議事係長	柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	沖本年男君
副市長	安澤伸一君
企画課長	出口君男君
総務課長	河原敏郎君
危機管理課長	楠目健一君
市民課長	立田ゆか君
税務課長	岩本昌彦君
会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	和田克哉君
環境課長	児島厚臣君
人権推進課長	滝本節君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	立田壽行君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1「議案第1号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第24号まで」の23議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第2号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第24号まで」の22議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（高倉真弓君） おはようございます。予算決算常任委員長。

本委員会に付託された議案第2号から議案第10号までの9議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分け、12月16日と12月17日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、12月21日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案9件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

初めに、議案第2号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、第2款総務費、第1項総務管理費、18目ふるさと寄附金費、12節役務費、通信手数料8万3,000円、及び13節委託料、ふるさと納税推進事業業務委託料386万4,000円についてであります。

委員からは、通信手数料は、宿毛市から寄附者へのお礼状の送付料とのことであるが、返品品に同封してもよいのではないかと質問があり、執行部からは、返品品については、さまざまなものがあり、季節の特産品によっては、寄附後返品送付までに時間を要することもあり、お礼状は速やかに送る方がよいとの考えから、同封はしていない、との回答がありました。

また、委員からは、寄附額の3割相当の返品品を送っているが、全国的には、通常、このくらいの割合なのか、との質問があり、執行部からは、多いところでは9割というところもある。市に1割しか残らないが、産業振興面では、販路開拓などで、市にとってはプラスになるという部分はある。

総務省からは、返品品が過熱しないよう、通達が来ているが、強固な規制でないため、余り自粛されていない。他市町村と比較された場合、返品品の割合が多ければ、当然、そちらを選ぶと考えられるため、宿毛市としても、返品品の

割合を多くすることを検討する必要があるのではないかと思われる。

また、返品品の産物をふやすために、事業者への働きかけをするなど、産業振興課や商工観光課とも連携しながら取り組んでいる、との回答がありました。

委員からは、本来の趣旨は、ふるさとへの思いからの寄附であるため、返品品の割合については、全国的に統一すべきだと思われる、との意見が出されました。

次に、議案第7号別冊、平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）、債務負担行為補正、学校給食センター調理業務委託料、限度額1億3,850万9,000円以内についてであります。

内容としましては、平成22年度から民間委託をしている給食センターの調理部門について、平成27年度末で3年間の委託期間満了になることから、平成28年度から平成30年度までの業務を委託する業者の募集を行うための債務負担行為補正であります。

委員からは、入札はどのように行われるのか、との質問があり、執行部からは、1月号の広報と、市のホームページで事業所の募集を行うことを考えている。対象は、宿毛市に本社の住所を置く事業所に限り、調理部門を行っている法人、または1月29日までに法人格を取得予定の個人とする予定である。

プロポーザル方式を用い、提案書に基づくヒアリングを行い、選考委員会において、契約予定者を決定したいと考えている、との回答がありました。

また、委員からは、委託料の内訳の中で、調理員の賃金の積算についての質問があり、執行部からは、以前は厚生労働省の賃金統計調査の高知県版での飲食業の平均賃金を用いて積算していたが、今回は、市役所内の各部署での民間

委託における賃金の日額との統一化を図ったため、日額6,800円で積算になったとの回答がありました。

委員からは、調理部門は専門性のある業務であり、キャリアアップに伴い、賃金上がるなど、労働意欲がそがれないような賃金の積算に努める必要があると思われる、との意見が出されました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第2号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算、第3款民生費、第2項児童福祉費、3目私立保育園運営費、13節委託料、宿毛保育園入所児童運営委託料2,829万3,000円、及び大島保育園入所児童運営委託料1,346万6,000円についてであります。

委員からは、宿毛保育園が13名、大島保育園が10名の児童数の増加により、増額補正を行ったとのことであるが、2園の運営委託料の増額幅は大きな差がある。委託料は、児童一人当たりの単価で決まっているのではないかとの質問がありました。

これに対し、執行部からは、児童一人当たりの単価で計算はするが、ことし始まった子ども・子育て支援法の定める公定価格によって、特に私立保育園においては、定員数や保育園ごとの加算額によって差が生じており、宿毛保育園の一人当たりの単価と、大島保育園の一人当たりの単価は同じではない。

また、入所児童の年齢によっても、単価が違ってくるとの回答がありました。

次に、第6款農林水産業費、第3項水産業費、2目水産振興費、19節負担金補助及び交付金、種子島周辺漁業対策事業費補助金、水揚げ荷さばき施設設置事業567万1,000円についてであります。

本件は、高知県種子島周辺漁業対策事業費補

助金を活用して、すくも湾中央市場の魚介の運搬保管用1トンタンクを100個追加し、現在は1色のタンクを複数の色に分けて整備するものです。

委員からは、タンクの色を分ける理由について質問があり、執行部からは、市場内の衛生管理区域内で使用するタンクと、他所のタンクを色によって明確に区分し、タンクの混同を避け、より高度な衛生管理を徹底するためである。

すくも湾中央市場は、全国に10程度ある優良衛生品質管理市場の一つとして認定されており、来年3月の認定更新時期を迎えるに当たっての措置であるとの回答がありました。

続いて、第8款土木費、第4項都市計画費、1目都市計画総務費、11節需用費、施設修繕料260万円についてであります。

本件は、宿毛市総合運動公園陸上競技場のメインスタンドの修繕費であり、1階放送記録室と、屋根裏倉庫の雨漏りを防止するものであります。

委員からは、修繕内容についての質問があり、執行部からは、メインスタンドは、1階に放送記録室や会議室が配置され、スタンド席との間に屋根裏倉庫がある。スタンド席は、L字型のコンクリートを階段状に積み重ねた構造となっており、コンクリートの間の目地には、防水材を充填しているが、この防水材の老朽化により、雨漏りが屋根裏倉庫の全域に発生し、倉庫の一部は使用できず、1階放送記録室の天井も腐食するなどの被害が出ている。

そのため、防水材を全部取りかえるもので、施工延長は縦、横合わせて1,136メートルに及ぶ。

来年4月には宿毛マラソンと産業祭が控えており、それまでには、復旧したいとの回答がありました。

さらに、委員からは、メインスタンドは完成

から何年経過しているのか、また、雨漏りを発見したのはいつごろか、との質問があり、執行部からは、メインスタンドは平成12年に完成し、15年ほど経過している。実際に雨漏りを確認したのは、ことしの夏であった、との回答がありました。

以上で、本委員会に付託されました9議案について、審査結果の御報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松浦英夫君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました、7議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第11号は、宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法の規定に基づき、社会保障、税または防災以外の業務についても、条例で定めることによって、個人番号の利用が可能となるため、行政事務の効率化、及び市民の利便性の向上を図るため、個人番号の利用及び提供について、本条例を制定しようとするものであります。

議案第12号は、宿毛市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてであります。

本案は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、いじめ対策を総合的かつ効果的に推進するため、本市において、いじめ問題対策連絡協議会等の組織の設置について、本条例を制定しようとするものであります。

議案第13号は、宿毛市職員定数条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、土地開発公社の清算が終了したことに伴い、宿毛市職員定数条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び宿毛市土地開

発基金条例を改正する必要があるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第15号は、宿毛市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度の創設及び公共の用に供する集会所、及び公民館、その他これらに類する建物等、公益等のために専用する固定資産に対する固定資産税の課税を免除する規定を、新たに設けようとするものであります。

また、マイナンバー制度の施行に伴い、税の減免等を受ける場合などの申請書類、申請書等に個人番号及び法人番号の記載を義務づけるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第18号は、宿毛市国民健康保険高額療養費貸付条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、高額療養費貸付制度の利用件数の減により、基金額を1,000万円から200万円にするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第20号は、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部変更についてであります。

本案は、幡多広域市町村圏事務組合が共同処理する事務に、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づく権限に属させられた事項を処理するための機関に関する事務を加えるため、共同処理する事務の変更及び規約の一部を変更しようとするものであります。

議案第24号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。

本案は、沖の島辺地の診療施設に医療機器の整備並びに簡易水道施設の整備をするに当たり、

辺地対策事業債の申請のため、本計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、7議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をした結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案7件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案6件についての審査結果を御報告いたします。

議案第16号は、宿毛市墓地公園管理基金条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、本基金は、墓地公園管理料を基金の財源としておりましたが、充当財源を予算で定めることにより、新たに使用料も財源とするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第17号は、宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、旧田ノ浦小学校跡地に建設中である新小筑紫保育園が、12月中の完成見込みであるため、平成28年2月1日から、新園舎で保育を実施するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第19号は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、マイナンバー制度の施行に伴い、介護保険料の徴収猶予及び減免の申請に際し、個人番号の提示を求めることを可能とするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第21号から議案第23号までの3議案

は、指定管理者の指定についてであります。

内容につきましては、議案第21号は、蛸湖ゴルフパークを、株式会社宿毛グリーン企画に、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間。

議案第22号は、宿毛市国民宿舎椰子を、株式会社ピアサーティーに、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間。

議案第23号は、宿毛市観光センターを、一般社団法人宿毛市観光協会に、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、それぞれ指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上6議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、議案第16号及び議案第17号、議案第19号及び議案第21号、議案第23号の5議案については、全会一致。議案第22号については、賛成多数により、可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第2号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第21号まで並びに議案第23号、議案第24号」の21議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、

これにて討論を終結いたします。

これより「議案第2号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第21号まで並びに議案第23号、議案第24号」の21議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって「議案第2号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第21号まで並びに議案第23号、議案第24号」の21議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第22号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1 番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、川田栄子でございます。

議案第22号「指定管理者の指定について」、産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

私は、この委員長報告に反対する立場から討論をいたします。

2003年地方自治法一部改正で、指定管理者制度が導入されました。もともと公共施設は自治体自身が管理するものとされていましたが、何度かの法改正で、委託先の制限を撤廃し、民間の事業者も施設管理を代行するようになったわけでありました。

そのねらいは、言うまでもなく行政コストの削減にあります。公の施設管理を民間に丸投げせざるを得なくなりました。民間のノウハウを、経営ノウハウと経営感覚を生かし、住民サービスの向上、運営の効率化、何より行政経費の削減を図るというのが、指定管理者制度の導入の大義名分であります。

企業にとって、公の施設の管理ビジネスは、設備投資が不要で、リスクが少なく、安定収入が得られるから、おいしい話であります。

施設の公共性そのものが損なわれることにならないため、指定に際し、公正透明な選定手続と、厳格な審査が議長にも議会にも求められます。

議案を読むにつけ、なぜ岡山の業者かという疑問は消えません。審査内容を見ますと、書類審査では246点中、株式会社ピーアサーティー190. 7点、B株式会社168. 7点、C株式会社167. 1点。

聞き取りによる審査では、246点中、株式会社ピーアサーティー195. 2点、B株式会社191. 9点、C株式会社173. 9点。この結果からは、経営能力の項目で差がついたようでございます。

合計では、492点中、ピーアサーティー385. 9点、B株式会社360. 6点、C株式会社341. 0点であります。

そもそも、その制度は何のためにあるかということでもあります。

誰がつくったのか、行政が責任を持たなくなれば、制度は崩れることになりましょう。政治にかかわるものは、誰のために働くか、大きな柱の基本は、市民の幸せを実現していかなければなりません。市民は、自分の住む土地と文化を、地元意識をしっかりと持ち、活躍できる場を行政は提供し、市民はそれらをしっかりと育てていかなければなりません。

市内の勇気ある業者の活躍を見守るためにも、行動を援助していくことは重要であると考えます。

そのために、地元業者の底上げをした上で、県外の業者には、そのことを理解してもらっての参入はどうであったのかと考えます。

しかし、募集要項を見てみると、宿毛市内に

所在とありました。また疑問がふえました。

観光は、地元意識を持つことにあります。観光は、みんなで考えていくことにあります。市内の業者を育て、心の底からよく来てくれたねと、にじみ出る言葉を持つことにあります。市内に自慢できる、おもてなし文化を発信していく行政、業者、市民との共同の作業であるところから離れないでください。

議案第22号、指定管理者の指定について、反対の立場から反対討論を行いました。

終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 起立多数であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり、可決されました。

日程第2「陳情第3号外1件」の2件を一括議題といたします。

これより「陳情第3号及び陳情第6号」の2件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松浦英夫君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました陳情第3号の審査結果を御報告いたします。

陳情第3号は、国の教育予算をふやし高校無償化を復活し給付制奨学金の確立を求める意見書の提出についてであります。

本陳情は、幡多教職員組合組合長 矢野川研氏より、6月議会で提出され、継続審査となっていたものであります。

内容といたしましては、学ぶ権利を補償するため、高校授業料への所得制限導入は、直ちに中止し、教育予算をふやした上で、高校無償化を復活し、奨学給付金を拡充して、給付制奨学金を確立していくよう、意見書の提出を求める陳情についてであります。

陳情の趣旨を踏まえて、慎重に審査した結果、委員からは、教育予算をふやし、奨学給付金を拡充することや、給付制奨学金を確立することについては賛同できるものの、所得制限を中止し、高校無償化を復活させることについては、国の財源にも限界があるため、ある一定の所得がある世帯は、授業料を負担することが適当と思われることから、所得制限を中止する必要はないのではないか、との意見が出され、採決の結果、本陳情を全会一致で不採択といたしました。

以上、本委員会に付託されました陳情第3号についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました陳情第6号の審査結果を御報告いたします。

本陳情は、全国林野関連労働組合四国地方本部四万十分会執行委員長 矢間重清氏より提出されたものであります。

内容といたしましては、森林は国民の安全安心、国土環境を守る重要な国民共通の財産であるものの、森林・林業、木材関連産業の現状は、経済低迷の影響により、経営基盤が脆弱であり、山村の疲弊も著しい状況にあります。

そうした中、本年3月には、山村振興法が改正され、地域の特性を生かした産業の育成によ

る就業機会の創出や、定住の促進等が、新たに基本理念に盛り込まれ、山村地域の再生、地域経済の活性化を図るためには、森林・林業施策の推進が急務となっております。

そうしたことから、政府に対して、森林整備推進のための安定した財源確保、木材の利用促進、山村における産業基盤及び生活環境の整備促進、地域林業における雇用の拡大・改善、公的森林整備の拡充等を要請する意見書の提出を求めるものです。

さらには、森林・林業・林産業の活性化、地域振興を図るため、本市議会においても結成されています、宿毛市森林・林業・林産業活性化議員連盟のさらなる組織強化を求めるものであります。

本陳情につきましては、審査の過程で、委員から特に異論もなく、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「陳情第3号及び陳情第6号」の2件については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第3、「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件を一括議題といたします。

この際、「意見書案第1号」について、提案理由の説明を求めます。

10番野々下昌文君。

○10番(野々下昌文君) 10番、野々下昌文でございます。

意見書案第1号について、提案理由の説明を行います。

本案は、四国横断自動車道の早期延伸を求める意見書であります。

現在、我が国の抱える人口減少、超高齢化という課題を克服し、自立的で持続的な地方を創生していくためには、地方への新しい人の流れをつくることが不可欠であります。

これまで、全国各地で高規格幹線道路が延伸し、地方の経済に大きな効果がもたらされてい

ますが、宿毛市を含む幡多地域6市町村においても、四国横断自動車道の延伸が、交流人口や商機の拡大につながるなど、徐々に効果があらわれ始めています。

幡多地域は、雄大な自然と豊かな食の宝庫である一方、東京との時間距離が日本で一番遠い地域と言われており、観光客の誘致や、企業立地等の面で大きなハンディキャップを抱えています。

今後、幡多地域の創生、振興を図るために、地域の資源を最大限活用しながら、元気で魅力ある地域づくりに、全力で取り組み、経済の好循環を確かなものとし、地域の隅々までしっかりと波及させるためにも、四国8の字ネットワークをしっかりとつなぐことが重要となります。

さらに、幡多地域は、南海トラフ地震による日本最大の津波高が想定されており、この大規模災害に立ち向かっていくためには、避難路や食料、物資の緊急輸送道路となる高規格幹線道路ネットワークの整備を最優先に取り組みなければなりません。

つきましては、国に対し、四国横断自動車道の早期延伸を強く要望するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(岡崎利久君) お諮りいたします。

「意見書案第2号」については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、「意見書案第2号」は、提案理由の説明を省略することに決しました。

これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 討論はありませんので、これにて討論を終結いたします。お諮りいたします。

「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。よって、「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件は、原案のとおり可決されました。お諮りいたします。

ただいま「意見書案第1号及び意見書案第2号」が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(沖本年男君) 閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

去る12月8日に開会しました今期定例会は、本日までの15日間、議員の皆様にご熱心に御審議をいただき、御提案申し上げました24議案を、全て原案どおり決定をいただき、まことにありがとうございました。

私と副市長にとりましては最後の議会になりました。この4年間、議員の皆様には、本当にお世話になりました。心から感謝とお礼を申し上げます。

また、このテレビでごらんになっている皆さんを初め、市民の皆様には、この間、市政の発展のために御支援いただきまして、本当にありがとうございました。

中でも、地区長さんや民生委員の皆様方、消防団の皆様など、市民の生活を守る、多様なボランティア活動をしていただいている多くの皆様にも、心からお礼を申し上げます。

どうか、これからも未来ある宿毛市のために、暮らしやすい宿毛市のために、御尽力を賜りたいと思います。

ことしも残りわずかとなりましたが、議員の皆様、また市民の皆様におかれましては、どうか健康に留意をされまして、すばらしい新年を迎えられますよう、御祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長(岡崎利久君) 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成27年第4回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

宿毛市議会副議長 山戸寛

議員 山上庄一

議員 野々下昌文

平成27年12月21日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 高倉真弓

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第2号	平成27年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第3号	平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第4号	平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第5号	平成27年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第6号	平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第7号	平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第8号	平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第9号	平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第10号	平成27年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適当

平成27年12月16日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第11号	宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第12号	宿毛市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について	原案可決	適当
議案第13号	宿毛市職員定数条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第15号	宿毛市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第18号	宿毛市国民健康保険高額療養費貸付条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第20号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について	原案可決	適当
議案第24号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適当

平成27年12月17日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌 文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第16号	宿毛市墓地公園管理基金条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第17号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第19号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第21号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第22号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第23号	指定管理者の指定について	原案可決	適当

平成27年12月16日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第 3号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について	不採択	不適當

平成27年12月17日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌文

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第6号	「森林・林業政策の推進を求める意見書」採択及び「森林・林業・林産業活性化議員連盟」の組織強化に向けた陳情について	採 択	適 当

平成27年12月16日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成27年12月17日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成27年12月21日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

議会運営委員長 宮本有二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

四国横断自動車道の早期延伸を求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成27年12月21日提出

提出者	宿毛市議会議員	野々下	昌文
賛成者	宿毛市議会議員	原田	秀明
〃	〃	川田	栄子
〃	〃	寺田	公一
〃	〃	山上	庄一
〃	〃	山戸	寛
〃	〃	濱田	陸紀

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

説明 口頭

四国横断自動車道の早期延伸を求める意見書

現在、我が国は、人口急減・超高齢化という、これまで経験したことのない大きな課題に直面している。

この課題を克服し、自律的で持続的な地方を創生していくためには、産業を活性化し、安定した雇用を創出するとともに、安全・安心な暮らしを守ること、人口流出を抑制しつつ、「地方への新しい人の流れをつくる」ことが不可欠である。

これまで、全国各地で高規格幹線道路が延伸し、地方の経済に大きな効果がもたらされている。

四国西南部の幡多地域6市町村（四万十市・宿毛市・土佐清水市・黒潮町・大月町・三原村）においては、四国横断自動車道の延伸が交流人口や商機の拡大につながり、これにあわせた地域経済の好循環を生み出すための地域資源を活かした取り組みを進めることにより徐々にストック効果が目に見えて現れ始めている。

幡多地域が位置する幡多半島は、日本最後の清流四万十川や足摺宇和海国立公園などの雄大な自然を有し、日本の原風景や豊かな食の宝庫であることに加え、伝統ある独自の文化が脈々と受け継がれている。

その一方で、東京との時間距離が日本で一番遠い地域と言われており、観光客誘致や企業立地等の面で大きなハンディキャップを抱えている。

今後、幡多地域の創生、幡多半島の振興を図るためには、これらの地域資源を最大限活用しながら、元気で魅力ある地域づくりに全力で取り組むことは勿論のこと、経済の好循環を確かなものとし、地域の隅々までしっかりと波及させるためにも、四国8の字ネットワークをしっかりと繋ぐことが重要となる。

また、幡多地域は、南海トラフ地震による日本最大の津波高が想定されており、その被害も

甚大なことが予想されている。この大規模災害に立ち向かっていくためには避難路や、食糧、物資の緊急輸送道路となる「命を守り、繋げていく」高規格幹線道路ネットワークの整備を最優先に取り組みなくてはならない。

については、次の事項について強く要望する。

記

- 1 地域の安全・安心を確保し、国土の強靱化、地方創生を実現していくために必要となる道路整備の予算についてはその全体枠を確保すること。
- 2 四国横断自動車道佐賀～四万十については、早期事業化に向け必要な手続きを円滑かつ迅速に進めること。
- 3 四国横断自動車道と一体となってネットワークを形成する、中村宿毛道路の平成31年度開通、片坂バイパスの平成30年度開通、窪川佐賀道路全線の早期整備に向け着実に事業を推進すること
- 4 四国横断自動車道宿毛～内海については、計画段階評価を早期に完了すること。なお、評価にあたっては、津波から逃げる緊急避難路としての活用及び防災拠点港「宿毛湾港」との連携を十分に考慮したルートとすること
- 5 真に必要な四国8の字ネットワークの整備のため、所要の予算を確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日

高知県宿毛市議会議長 岡崎利久

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

国土交通大臣 殿

国務大臣（元気で豊かな地方を創生するための施策を総合的に推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整担当） 殿

意見書案第2号

森林・林業政策の推進を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成27年12月21日提出

提出者	宿毛市議会議員	野々下	昌文
賛成者	宿毛市議会議員	原田	秀明
〃	〃	川田	栄子
〃	〃	寺田	公一
〃	〃	山上	庄一
〃	〃	山戸	寛
〃	〃	濱田	陸紀

宿毛市議会議員長 岡崎利久 殿

説明 口頭

森林・林業政策の推進を求める意見書

森林は、食料や水、木材、エネルギー等の供給や二酸化炭素の吸収など、国民の安全・安心、国土・環境を守る重要な国民共通の財産である。

しかし、森林・林業・木材関連産業の現状は、長期にわたる経済低迷の影響により、経営基盤が依然として脆弱であり、山村の疲弊も著しい状況にある。

こうした中、本年3月「山村振興法」が改正され、「地域の特性を活かした産業の育成による就業機会の創出」や「定住の促進」等が新たに基本理念に盛り込まれた。

この新たな基本理念を踏まえ、山村地域の再生、地域経済の活性化を図るためには、森林・林業施策の推進は急務であり、立地条件に対応した森林整備、間伐材等の利活用、適切な治山対策、鳥獣害対策の実施等が重要となっている。

そうしたことから、森林、林業政策の推進に向けて、下記の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 現行「森林・林業基本計画」に基づく施策の着実な推進と、平成28年度を始期とする「森林・林業基本計画」に、主伐・再造林の推進をはじめとする資源の循環利用に向けた具体的政策を反映させる等、地域林業における課題解消に向けた新たな政策の確立を図ること。
- 2 「森林・林業基本計画」の着実な推進及び地球温暖化防止森林吸収源対策に係る平成28年度予算の確保を図ること。

また、地球温暖化対策に必要不可欠な森林吸収源対策の推進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加する等、森林整備推進等のための安定財源の確保を図ること。

3 地球温暖化防止に係る森林吸収源対策については、森林資源の循環による吸収量確保に向け、皆伐跡地の確実な更新及び再造林に必要な苗木の安定供給体制の確立、種苗事業体の育成対策を強化すること。

また、造林木保護のための鳥獣害対策の強化を図ること。

4 「木材自給率50%以上」の達成に向け、地域材を利用した公共建築物の木造化、新たな木材利用の創出及び木質バイオマス等の利用促進を図るとともに、地域材及び認証材の計画的供給・販売体制の確立を図ること。

5 地域振興・山村振興に向けて、地方創生と連動した森林等の保全の推進並びに山村における産業基盤及び生活環境の整備の促進を図るとともに、地域資源を活用した林業・木材関連産業の振興による地域林業の確立、定住促進に向けた地域の中小企業者における受注機会の増大、所得の向上に向けた支援、雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援等、必要な方策を講じること。

また、国の事業の発注にあたっては、事業体の育成・確保の見地を経た都道府県を基本単位とした入札参加資格、植栽から下刈りまで一括した複数年契約の導入など、山村地域の振興、林業における地元雇用の安定的な確保を図れる入札制度に見直すこと。

6 条件不利地域など適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業等による公的森林整備の拡充を図ること。

また、国有林野事業については、公益重視の管理経営と、組織・技術力等を活用した民有林への支援を一層推進し、地域への貢献が果たせる体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日

高知県宿毛市議会議長 岡崎 利久

衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
財 務 大 臣 殿
農 林 水 産 大 臣 殿
環 境 大 臣 殿
総 務 大 臣 殿
国 土 交 通 大 臣 殿
厚 生 労 働 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿
林 野 庁 長 官 殿

一般質問通告表

平成27年第4回定例会

質問 順位	質問議員	質問の要旨
1	5番 山本 英君	<p>1 誘致活動について（市長）</p> <p>(1) 安全保障観の認識について</p> <p>ア 日本が過去において発動した集団的自衛権について</p> <p>イ サンフランシスコ平和条約5条の解釈について</p> <p>(2) 防衛白書の感想について</p> <p>(3) 防衛施設周辺整備に関する法律について</p> <p>(4) 海上自衛隊誘致の理由について</p> <p>ア 海上自衛隊の誘致に関するデマゴグの流布について</p> <p>イ 海底資源関連について</p> <p>2 18歳からの選挙人教育への取り組みについて（選挙管理委員会委員長）</p> <p>(1) 県教育機関とのコラボについて</p> <p>(2) 市独自の取り組みについて</p> <p>3 キャリア教育の今後の取り組みについて（教育長）</p> <p>(1) 読書の奨め、図書購入費の有効活用の方策について</p> <p>4 松田川小学校の学力について（教育長）</p> <p>(1) 宿毛市の平均点について</p> <p>(2) 学力テストの結果分析について</p> <p>(3) 中学校への連携について</p> <p>5 防災について（市長）</p> <p>(1) ヘリスポットについて</p> <p>(2) 今後の課題について</p>
2	1番 川田栄子君	<p>1 マイナンバー制度について（市長）</p> <p>(1) 概要について</p> <p>(2) システム導入の経費について</p> <p>(3) なりすまし防止策について</p> <p>(4) メリットと課題について</p> <p>(5) 身分証明証としての使用について</p> <p>2 まち・ひと・しごと創生総合戦略について（市長）</p> <p>(1) 議会の果たす役割についての国からの通知の有無について</p> <p>(2) 政策審議会のメンバーについて</p> <p>(3) パブリックコメントの内容について</p> <p>(4) 政策審議会の審議回数と内容について</p> <p>(5) コンサルタントとの委託料について</p> <p>(6) 子育て世代への聞き取りについて</p> <p>3 遠隔地の移動手段の確保について（市長）</p> <p>(1) 就任当時の状況について</p> <p>(2) 現在の状況について</p> <p>(3) 新市長への引継ぎについて</p> <p>4 市長等の給料について（市長）</p> <p>5 宿毛小学校建設問題について（市長）</p> <p>(1) 現在までの経過について</p>

3	4 番 山岡 力君	1 国保財源について（市長） （1）一般会計からの繰り入れについて
4	1 2 番 寺田公一君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）4年の総括について （2）職員に対しての申し送りについて （3）新市長への引継ぎについて

平成27年第4回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案（平成27年第3回定例会提出分）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 2号	平成26年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 3号	平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 4号	平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 5号	平成26年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 6号	平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 7号	平成26年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 8号	平成26年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 9号	平成26年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第10号	平成26年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第11号	平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第12号	平成26年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第13号	平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第14号	平成26年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	12月 8日	認 定

議 案（平成27年第4回定例会提出分）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	1 2 月 2 2 日	同 意
第 2 号	平成27年度宿毛市一般会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第 3 号	平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第 4 号	平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第 5 号	平成27年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第 6 号	平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第 7 号	平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第 8 号	平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第 9 号	平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第10号	平成27年度宿毛市水道事業会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第11号	宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第12号	宿毛市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第13号	宿毛市職員定数条例等の一部を改正する条例について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第14号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 月 8 日	原案可決
第15号	宿毛市税条例等の一部を改正する条例について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第16号	宿毛市墓地公園管理基金条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第17号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 2 日	原案可決

第18号	宿毛市国民健康保険高額療養費貸付条例の一部を改正する条例について	12月22日	原案可決
第19号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	12月22日	原案可決
第20号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について	12月22日	原案可決
第21号	指定管理者の指定について	12月22日	原案可決
第22号	指定管理者の指定について	12月22日	原案可決
第23号	指定管理者の指定について	12月22日	原案可決
第24号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	12月22日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 3号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について	12月22日	不採択
第 6号	「森林・林業政策の推進を求める意見書」採択及び「森林・林業・林産業活性化議員連盟」の組織強化に向けた陳情について	12月22日	採 択